

2022（令和4）年度 第2回栗東市同和教育推進委員会 資料

## 2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み

自治振興課 総務課 人権政策課 ひだまりの家 障がい福祉課 長寿福祉課 商工観光労政課

幼児保育課 子育て応援課 発達支援課 学校教育課 生涯学習課 図書館 人権教育課

## さまざまな分野の人権問題に対する取組の方向性

✓さまざまな分野の人権問題の解決、人権尊重のまちづくりの推進に向けた必要な取組の方向性やその内容について、分野別施策として示しています。

### 部落差別（同和問題）

正しい知識と理解の浸透を図り、今なお続く重大な差別事象として部落差別（同和問題）への関心を持ち、差別を許さない意識・態度を高めていく必要があります。

- (1) 人権・同和教育の推進
- (2) 部落差別（同和問題）の正しい理解と認識に向けた啓発の推進
- (3) 地域総合センター（隣保館）事業の充実
- (4) 相談体制等の充実
- (5) 調査等の実施

### 女性

市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担意識や女性に対する偏見や差別を解消し、男女がともに役割も責任も分かち合い、その個性と能力が発揮でき、多様性を認め合える「誰もが自分らしく生きることができる公正で多様性に富んだ社会」の実現が求められています。

- (1) 男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり
- (2) 生活の場における男女共同参画の促進
- (3) 働く場における男女共同参画の推進
- (4) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の充実

### 子ども

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要です。

- (1) 子どもの人権尊重と児童虐待防止対策など子どもの安全を守る取組の推進
- (2) 子どもの人権を尊重した保育・教育の推進
- (3) いじめや不登校などへの対策強化
- (4) 障がいのある子どもと発達の気になる子どもへの支援
- (5) 相談・支援体制の充実

### 高齢者

さらなる高齢化を見据え、家庭における虐待の防止および早期発見・対応体制の構築、認知症高齢者などの支援体制の充実を図る必要があります。さらに、高齢者が健康に、かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を過ごし、何らかの支援が必要になっても本人の希望や個性が尊重され、尊厳を保持しながら住みなれた家庭や地域で生活できるような社会の仕組みづくりが求められています。。

- (1) 高齢者の人権と権利擁護の推進
- (2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の充実
- (3) 高齢者が安心して生活できる環境づくり

### 障がいのある人

さまざまな場面での社会的障壁を取り除くため、合理的配慮の実施を促進する必要があります。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で支えるまちづくりとともに、すべての人が障がいの有無に関係なく平等に交流することができ、個性を尊重し合い、みんなが共に支え合うことができる住みやすいまちの実現が求められています。

- (1) 障がいおよび障がいのある人への理解を深める福祉学習・交流活動の推進
- (2) 一人ひとりのニーズに応じた支援を行う特別支援教育の充実
- (3) 地域で安心して暮らせる体制づくり
- (4) 障がいのある人の雇用・就労支援体制の充実
- (5) 障がいのある人の権利擁護の推進

### 外国人

生活者としての外国籍市民に関わる課題に向き合い、外国籍市民が地域社会の構成員として共に暮らしていけるまちを築く必要があります。

- (1) 多文化共生のための教育・啓発の推進
- (2) 外国人が暮らしやすい環境づくり
- (3) 地域における多文化共生社会の取組推進

### インターネットによる人権侵害

現実社会と同様にインターネット上でも誰もが人権侵害の加害者、被害者になる可能性があることを認識し、メディアリテラシーを身につけ情報を判断するとともに、人権感覚を持って利用することが求められています。

- (1) 啓発と関係機関との連携
- (2) 子どもに対する情報モラル教育

### <new> 感染症等患者

感染症による差別を決して繰り返さないために、不確かな情報に惑わされることなく、一人ひとりが感染症予防に努めながら、自分も相手も大切に思いやる気持ちを持って行動することが求められています。

- (1) 感染症等に関する正しい知識の普及・啓発
- (2) 感染症等患者に対する差別の解消

### <new> 性的指向・性自認（性同一性）

多様な性のありようを包摂し、性の多様性を「自分ごと」として捉えることができる社会を築いていく必要があります。

- (1) 啓発活動の推進
- (2) 子どもに対する教育等の充実

### さまざまな人権問題

さまざまな人権問題について、それぞれの歴史や特性に十分に配慮し、教育・啓発から相談・支援まで、継続性のある取組を進める必要があります。また、社会情勢の変化などにより顕在化している人権に関わる課題も生じており、さまざまな課題の解決を図るための教育および啓発を進める必要があります。

- (1) 啓発と関係機関との連携

1 あらゆる場を通じた人権教育および人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		（自治振興課）
	<b>人権・同和教育啓発目標</b>	○外国籍市民も地域の一住民として共に生活できるよう、交流の場を提供し、ふれあいや交流を通じて多文化共生の社会づくり、相互理解の促進に努めます。 また、啓発事業から男女共同参画社会の実現に継続して取り組みます。	○関係機関等との連携を図り、外国籍市民との交流や異文化に触れる機会などから、子どもたちの自己実現や地域における多文化共生の意識と感覚を養い、また、男女共同参画の意識の推進に継続して努めます。

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
40	女性（1）	男女共同参画社会推進事業（各種審議会などへの女性（委員）の参画）	審議会等における女性委員の割合（平成31年）（女性委員数/全委員数）40%	各種審議会や委員会などへの女性の参画促進についての働きかけなど啓発を行う。 女性活動団体への支援を行う。	附属機関等の女性委員の割合33.73%	附属機関等の女性委員の割合35.09%	→	昨年度と比較してほぼ横ばいの状況となった。	来年度の委員選出に向けて、庁内LAN（掲示板）で女性委員登用の呼びかけを行った。	意思決定の場への女性の参画者数を増やす必要がある。	自治振興課
追加3	女性（1）	「栗東市ひとが輝くパートナープラン」の推進	栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会を開催（年2回）	栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会を開催し、「栗東市ひとが輝くパートナープラン」に基づき施策を総合的かつ計画的に推進できているか検証する。	男女共同参画社会づくり推進協議会の開催（年2回） 第1回開催（7/28） 第2回開催（2月書面会議）	男女共同参画社会づくり推進協議会の開催（年2回） 第1回開催（8/4） 第2回開催（2/16実施予定）	→	各課が目標を設定し、プランに基づいた男女共同参画の推進を図ることができた。	各課が目標を設定し、プランに基づいた男女共同参画の推進を実施することができた。	取組に対する、各委員からの意見や評価を反映させながら、継続して取り組む必要がある。	自治振興課
41	女性（2）	男女共同参画社会推進事業（固定的性別役割分担意識）	市民意識調査（平成31年）「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民意識の割合70.0%	男女共同参画社会の実現に向けた課題について、きらめきRitto実行委員会、市内の女性団体や地振協、各種団体との連携、協働により啓発やセミナーの開催を行う。	○「男女共同参画週間（6月）」啓発（HP、電光掲示板） ○男女共同参画啓発チラシ「だれもが自分らしく生きることができる社会へ」の配布 自治会回覧（5月）、市内事業所へ配布（7月）、広報12月号折込	○「男女共同参画週間啓発（6/23-6/29）」（広報6月号本文、HP、電光掲示板） ○じんけんセミナー栗東を人権政策課と共催 ○男女共同参画啓発チラシ「だれもが自分らしく生きることができる社会へ」の配布 市内事業所へ配布（7月、2月予定）、じんけんセミナーで配布（7/26）	→	市民、事業所等に広報をはじめとする啓発や情報提供ができた。また、じんけんセミナーを共催した。	他課と連携が図ることができたため、大きな事業の実施ができた。人権啓発活動（企業訪問）で2月配布予定のチラシはバタハラ（パタニティハラスメント）を内容として作成した。	男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢を意識した情報提供を継続する必要がある。	自治振興課
42	女性（2）（3）	男女共同参画社会推進事業	市民意識調査（平成31年）仕事と生活の調和（ワークライフバランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合60.0%	ワーク・ライフ・バランスの大切さについて啓発を行う。	○「仕事と生活の調和推進月間（11月）」啓発（HP、電光掲示板） ○滋賀のイクメン情報誌「MEN'S CARAT shiga」を設置 ○栗東市女性活躍セミナーオンライン開催（2/28）	○「仕事と生活の調和推進月間（11月）」啓発（HP、FB、電光掲示板） ○情報誌・リーフレット等を設置 ○栗東市女性活躍支援セミナー開催（11/10、2/20実施予定）	↑	様々な年齢層の人に向け、ワークライフ・バランスの啓発に取り組んだ。 女性活躍セミナーは無料託児を行い、育児復帰を目指す人の参加がしやすいようにした。	様々な年齢層の人に向け、ワークライフ・バランスの啓発を実施した。 女性活躍セミナーは、セミナーそのものに関心のある人、託児が初めての人など多くの利用があった。	仕事と生活のバランスがとれ、多様な働き方ができるよう取組を継続します。	自治振興課
追加6	女性（4）	DV防止対策の推進	市民意識調査（平成31年）DVを経験したことがある女性の割合10.4%より減少	ホームページなど様々な媒体を通じた周知・啓発に取り組む。	○「女性に対する暴力をなくす運動実施期間11/12～11/25」啓発（HP、電光掲示板、庁舎内のぼり旗・ポスター掲示・ティッシュ配布）、コミュニティセンターで啓発品の配布 市長をはじめ、庁舎内の職員にパープルリボン着用の協力を依頼した。	○「若年層の性暴力予防月間（4/1-4/30）」（HP、FB） ○「女性に対する暴力をなくす運動実施期間11/12～11/25」啓発（HP、電光掲示板、庁舎内のぼり旗・ポスター掲示、ティッシュ・パープルリボン配布）、課窓口、図書館本館、西図書館、子育て応援課で啓発品の配布 市長をはじめ、庁舎内の職員にパープルリボン着用の協力を依頼 街頭啓発（11/11）	↑	女性に対する暴力をなくす運動についての啓発により認知を高め、DV防止に取り組んだ。	DV防止啓発ティッシュの配布やパープルリボンの配布、着用依頼により啓発を行った。	DV防止や性犯罪・性暴力をなくす運動について周知徹底を行い、継続して取り組みます。	自治振興課

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
追加7	女性（4）	セクハラ防止対策の推進	市民意識調査（平成31年）セクハラを経験したことがある女性の割合 9.6%より減少	ホームページなど様々な媒体を通じた周知・啓発に取り組む	○セクハラ防止啓発 HPにより啓発	○セクハラ防止啓発（HP）	→	職場内におけるセクハラについて周知し、セクハラ防止の啓発に取り組んだ。	HPにより啓発し、職場内でのセクハラ防止の啓発を実施した。	職場内でのセクハラ防止の周知徹底を行い、継続して実施することが必要である。	自治振興課
75	外国人（1）	国際交流事業（栗東国際交流協会等との協働）	互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の意識づくりを推進する。	関係団体との共催により、多文化を知り学び理解する機会づくりに取り組む。	・ロテリアウォーキング 6/5 参加人数 10人 ・世界と出会う交流広場 10/31→新型コロナウイルスの影響により中止	・世界と出会う玉手箱 6/11 参加人数 23人 ・国際交流を楽しむ会 9/10 参加人数 15人 ・世界と出会う交流広場 11/26 参加人数 多数 ・異文化交流サロン 12/10 参加人数 20人 ・栗東ロテリアウォーキング 3/26実施予定	→	コロナ禍ではあったが、概ね予定していた事業を実施した。	外国籍市民に栗東を知ってもらう機会及び市民が多文化に触れ、交流・理解する機会の提供ができた。	多文化共生に関するニーズの把握に努め、継続した事業実施及び情報提供に取り組む必要がある。	自治振興課
80	外国人（2）（3）	国際交流事業（在住外国人支援事業等）委託事業	相談窓口開設・毎週水曜日午後ニーズに応じた翻訳による行政サービスの提供	・ポルトガル語通訳による生活相談窓口の設置（毎週水曜日午後） ・各課で作成している各種文書の翻訳（主にポルトガル語）	（相談件数） 4月 13件 5月 9件 6月 14件 7月 13件 8月 9件 9月 17件 10月 8件 11月 4件 12月 21件 1月 15件 2月 9件 3月 16件 計 148件  （翻訳）計 21件  ポケットーク使用による各課の窓口対応 18件	（相談件数） 4月 12件 5月 10件 6月 19件 7月 20件 8月 16件 9月 10件 10月 12件 11月 8件 12月 10件 計 117件  （翻訳）計 5件  ポケットーク使用による各課の窓口対応 9件	→	毎週水曜日午後の相談窓口開設が定着しており、外国籍市民の相談解決に繋がっている。翻訳は、各課様式等を依頼のあった言語にした他、交流時の通訳の対応ができた。ポケットークの使用により、各課での窓口対応の多言語通訳支援を行った。	コロナワクチン接種の予約等、日常生活に直結した相談が多く、外国籍市民に必要な支援ができた。各課へのポケットークの貸出や文書の多言語翻訳により必要な申請等の理解の支援ができた。	引き続き相談窓口の周知が必要である。また、窓口での相談内容の複雑化に伴い、相談先担当課を交えた適切な対応が必要である。ベトナムからの住民が増加しており、相談窓口の多言語化が必要である。ポケットークを活用しながら引き続き対応を継続する。	自治振興課
81	外国人（2）（3）	国際交流事業（日本語教室補助事業）	日本語教室平均受講者数 10人/回	毎月第2・4土曜日にボランティアによる日本語教室を開催し、外国人市民の日本語や文化の習得を支援する。	20. 47人/回（平均） 参加延べ人数 307人 4月 51人（2回開催） 5月 45人（2回開催） 6月 48人（2回開催） 7月 19人（1回開催） 10月 36人（2回開催） 11月 34人（2回開催） 12月 18人（1回開催） 1月 21人（1回開催） 3月 35人（2回開催）  ※8月9月2月は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止	16. 0人/回（平均） 参加延べ人数 256人 4月 38人（2回開催） 5月 38人（2回開催） 6月 30人（2回開催） 7月 31人（2回開催） 8月 12人（1回開催） 9月 32人（2回開催） 10月 31人（2回開催） 11月 25人（2回開催） 12月 19人（1回開催）	→	ボランティアスタッフの努力により、毎月第2・第4土曜日の定期開催という学習の機会を継続して提供できている。	栗東国際交流協会ボランティアスタッフの運営・努力により、外国籍市民の日本語習得・異文化理解・交流機会を提供し、生活支援を行っている。	ベトナム人の外国人労働者が増加している。日本語の学習意欲が高く、ボランティアスタッフの技能向上への取り組みが必要である。	自治振興課

≪1年間の成果と課題≫  
 イベント開催や講座の実施により交流の場を提供し、ふれあいや交流を深めることで多文化共生の社会づくりをすることができました。また、相互理解促進のため、日本語教室や相談窓口の設置によるサポートを実施しました。男女共同参画社会の実現については、啓発活動やセミナーの実施をしました。状況やルールの変化に応じて、引き続き市民や事業所等へ情報提供や支援をしていく必要があります。

≪「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題≫  
 外国籍市民や異文化との交流から地域での多文化共生の意識を養うことができました。また、男女共同参画社会づくりのため、街頭啓発やSNSでの発信を行い、意識向上を図ることができました。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>	（総務課）
人権・同和教育啓発目標	○「栗東市人権・同和问题職員研修基本方針」に基づき、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて行動する職員を育成します。 【集合研修】 「人権・同和问题職員研修計画」により、職員の在職年数に応じた受講対象を基本に、ステップアップ方式の研修コース（初任者→基礎→応用）を実施するとともに、職員として必ず身につけておくべき知識、押さえておくべき内容等について階層別に学習する機会の充実をはかり、人権意識の高揚に努めます。 【職場研修】 職場研修実施責任者（所属長）及び職場研修推進員が中心となり、職場単位で人権・同和问题学習を必須科目として位置づけ、同和问题をはじめとするさまざまな人権問題の解決にむけた課題等について学習し、その解決策や自分自身ができることを共に考え、行動力と実践力を高めていきます。また、「第二次栗東市人権擁護計画」の共有理解、「部落差別解消推進法」及び「十里まちづくり事業」等を踏まえた内容の研修を年2回以上実施するよう取り組みます。	
十里地域課題解決のための目標	○「栗東市人権・同和教育基本方針」を踏まえ、『栗東市人権・同和问题職員研修基本方針』に基づき、住民意識調査によって明らかとなった地域課題への解決に向けて、行政の責務として、今もなお社会に現存する部落差別をはじめとするあらゆる差別に気づき、考え、差別の解消に向けて行動する職員の育成に努めます。	

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課
3	同和问题 (1)	職場研修推進員説明会・職場研修	部落差別をはじめとするあらゆる差別に気づき、考え、差別をなくすために行動する職員を育成する。  目標値 ・職場研修の開催 年2回以上（人権・同和问题にかかる職員研修2回）	「令和4年度栗東市人権・同和问题職員研修基本方針」に基づき全体集合研修を補完するものとして、各職場における人権・同和问题に関する研修（「第二次栗東市人権擁護計画」を必須とし、部落差別の解消の推進に関する法律、十里まちづくり等を選択）を開催する。	【職場研修推進員説明会】 5/13書面による開催  【職場研修（人権・同和问题）】 開催部署49/対象部署56（執行率87.5%） 開催回数111回（複数日開催は1回とした場合） （平均2.0回開催） 参加人数延べ1,589人	【職場研修推進員説明会】 5/18開催 参加者54名/対象部署63  【職場研修（人権・同和问题）】 開催部署32/対象部署63（執行率50.8%） 開催回数63回（複数日開催は1回とした場合） （平均2.0回開催） 参加人数延べ1,097人	↓	集合研修を補完するために、職場研修を各所属において計画的に実施している。各職場が所管する出先機関も所管所属長を中心として課内研修として広く職員への周知をはかり実施している。  毎年度、年度当初に統一テーマを設定することで、各職場推進員が講師選択や資料等について他課を参考しやすい取り組みとなっている。あわせて、職場研修を計画的に開催することで、重点課題等への認識や必要性について認識を深めることができた。	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視しながら職場研修を実施する必要があることから、実施日が予定通りいかない場合がある。書面開催にて実施しているなど柔軟に対応しているが、継続して、各職場体制に沿った年間計画、テーマ設定を行い、職場での意見交換も含めあらゆる差別解消への認識が深められる職場研修の開催となるよう取り組んでいくことが課題である。	総務課
4	同和问题 (1)	人権・同和问题職員集合研修	経験年数や本人のスキルに応じて階層別に開催し、職員としての人権・同和问题に対する認識を深め、資質および実践力の向上を養う。  目標値 ・各階層別研修の実施 年1回	正規職員のみならず、会計年度任用職員、指定管理者職員を対象に職員集合研修を実施する。  ・初任者研修 ・基礎研修 ・特別研修 ・応用研修①	【初任者研修（会計年度任用職員及び指定管理者職員新任者）】 5/27開催「様々な人権問題、人権・同和问题住民意識調査から、人権三法について」 講師：同和教育指導員（平島氏） 参加者49名  【代替研修①】 3/11～3/28までの執務時間中（オンデマンド開催） 「様々なハラスメント」 講師：（公財）滋賀県人権センター（河口氏）  【代替研修②】 3/11～3/28までの執務時間中（オンデマンド開催） 「人権と部落差別解消推進法」 講師：（公財）滋賀県人権センター（四方氏）  ※代替研修①、②については当初予定していた基礎研修、応用研修①～③の代替	【初任者研修（会計年度任用職員及び指定管理者職員新任者）】 6/27開催「様々な人権問題、人権・同和问题住民意識調査から、人権三法について」 講師：同和教育指導員（平島氏） 参加者35名  【基礎研修】 未実施（1/27開催予定）  【特別研修】 人権啓発リーダー講座（地区別懇談会研修コース） 6/14～7/25開催 参加者84名  【応用研修①～③】 未実施（2/24～3/2開催予定）	→	研修対象者を正職員だけではなく、会計年度任用職員や指定管理者職員も含め、各在籍年数に応じ、研修テーマを設定し毎年継続して実施することで、今なお残存する差別事象や人権同和问题に関する基本的知識を深められている。  初任者研修について、指定管理者職員を含む在職3年以内の職員を対象に、職員として必要な人権・同和问题の基礎的な知識を身につけることができた。	依然として解消しない差別の現状を知り、あらゆる差別解消に向けての意識の向上の重要性を認識する研修を継続して開催していくことが重要課題である。特に新任職員を対象とする基礎的研修は、派遣研修も含め継続した取り組みが必要である。	総務課

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
5	同和問題 (1)	新規採用者（予定者）研修	<p>部落差別をはじめとするあらゆる差別に気づき、考え、差別をなくすために行動する職員を育成する。</p> <p>目標値 ・新規採用者研修を採用者全員に実施</p>	<p>本市職員としての採用（後）にあたり、差別を許さず、解決の主体者としての認識を高め、職務上直ちに必要とする基礎知識・技術を習得することにより、職場での適応能力を養う。</p> <p>また、各種の研修会への派遣を義務づけることにより、職員としての人権感覚をさらにみがく。</p> <p>・新規採用予定職員研修（人権） ・新任職員研修（人権学習）、「じんけんセミナー栗東」への派遣</p>	<p>【新任職員（前期）研修（人権学習）】 4/13～15開催「いろいろな人権～人権課題と差別について～」 講師：（公財）滋賀県人権センター（松浦氏等） 本市参加者15名/対象者15名（参加率100%）</p> <p>【企業内人権・同和問題「新規採用者等」研修会】 未実施</p> <p>【途中採用者研修】 7月採用者 7/1 参加者4名/対象者4名（参加率100%）</p> <p>【じんけんセミナー栗東】 人権政策課主催、コロナ禍により動画配信にて開催され、新任職員に対し視聴について通知した。</p> <p>【次年度新規採用予定者研修】 3/12開催「様々な人権問題、2020人権・同和問題住民意識調査、人権三法」 参加者参加者21/対象者22名（参加率96%）</p>	<p>【新任職員（前期）研修（人権学習）】 4/13～15開催「人権学習（基本的な知識の習得）」 講師：（公財）滋賀県人権センター（曾我氏等）本市参加者22名</p> <p>【職場研修（人権・同和問題）】 各所属において、年間2回（上半期、下半期で各1回を想定）に向けて実施中</p>	→	<p>部落差別をはじめとするあらゆる差別の基礎的なことについて学ぶことで、本市新任職員として担う役割について認識を深める研修となった。</p>	<p>部落差別をはじめとする人権問題を積極的に解決することの必要性を新任職員として十分認識し、今後の職務に活かされる研修となった。</p>	<p>継続して新任職員研修として、派遣研修も含み各種必要に応じた研修の受講を義務付け、正しい知識と理解を深めるよう取り組んでいくことが課題である。</p>	総務課

≪1年間の成果と課題≫  
 コロナ禍ではありましたが、感染症対策を講じた上で当初計画していた研修を実施することができました。職場研修では、今年度から新たな計画が策定された「第二次栗東市人権擁護計画」を全職場で周知できるように必須テーマとしました。  
 今後においても、人権感覚を更に深める職員育成に向けた研修が企画・実施できるよう取り組みます。

≪「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題≫  
 毎年、新規採用職員に採用前研修で十里まちづくり事業について、ひだまりの家でフィールドワークを含めた研修を実施していたが、コロナ禍により令和2年度新規採用職員から実施ができていなかった。そのため、基礎研修にて、十里まちづくり事業について取り上げました。新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、ひだまりの家での現地研修の機会を確保していきたいと考えております。  
 集合型研修や職場研修などの様々な研修や機会を通じて、課題解決に向けての自らの考えを発し、他の人の意見を聴く機会をつくり、職員一人ひとりの意識の向上を図ることが課題です。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		（人権政策課）
	<b>人権・同和教育啓発目標</b>	○関係機関や団体と連携しながら、各種人権啓発活動及び擁護活動を行い、同和問題をはじめあらゆる人権問題の正しい理解と認識を培い、人権を尊重することの大切さを呼びかけ、多くの市民が参加して差別を許さない、差別に立ち向かう行動ができる人づくりに取り組みます。	○地域課題を解決するためには、差別を解消することが最も大切な取り組みであるという認識のもと、行政の責務として各種人権啓発活動・事業を継続して実施し、自分ごととして人権・同和問題をとらえ、正しい理解と認識を培う市民啓発活動に取り組みます。また、部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会としても事業展開を推進します。
		<b>十里地域課題解決のための目標</b>	

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
6	同和問題（1）	市職員派遣事業	職員が差別を許さず、差別をなくす主体者としての認識を高める。  目標値 ・びわこ南部地域人権啓発連続講座実行委員会が主催するびわこ南部地域人権啓発連続講座に、市の職員を毎月10名派遣し、復命をおこない、認識を高める。 （年間120名）	部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃するため、人権尊重の地域づくりに寄与することを目的として開催されている、びわこ南部地域人権啓発連続講座に市職員を派遣し、報告書を提出することで人権意識の認識を高める。	派遣職員数 20名/年のうち12名（5月・7月・11月に派遣）  新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R3年度は主催者側が年間回数を年12回から年6回（奇数月開催）に変更して実施。参加人数も、1団体最大4名までと人数制限を設けられている。 1団体で参加が可能な4名×6回で年間24名の職員を派遣予定であったが、9月・1月・3月の3回がコロナ禍の影響により中止され、年間派遣数が12名に変更。	派遣職員数 30名/年のうち5名（年間：奇数月 年6回×5名派遣で計画） 5・7・9・11月に4回×5名＝20名を派遣。  新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R4年度は主催者側が年間回数を年12回から年6回（奇数月開催）に変更して実施。参加人数も、1団体最大5名までと人数制限を設けられている。（通常時は年12回×10名＝120名派遣で計画）	↑	例年通りに年間120名の職員派遣を予定していたが、主催者側がコロナ禍の影響で規模縮小して実施されたため、予定していた人数の職員派遣が出来なかった。  昨年度は、コロナ禍の影響で年間6回（うち3回中止）、1回あたり4名の派遣（参加人数上限）となったが、今年度は現時点で20名の派遣（参加人数上限）を実施出来ている。	職員派遣数の上限も引き上げられ、昨年度より多くの職員の派遣を実施出来ているが、コロナ禍以前と比較すると職員の人権課題について学びを深める機会が減少している。これに替わる対応として、市や関係団体が発行する啓発紙の情報提供や配信で開催される他の研修会等への参加を呼び掛ける必要がある。	人権政策課	
9	同和問題（1）（2）	人権関係団体による啓発などの事業	人権関係団体との協働を通じ、市民による市民への啓発を行うことで人権意識の高揚を図る。  目標値 ・人権関係団体への学習会、研修会実施回数 年2回 ・街頭啓発の実施 年2回の実施	・人権関係団体と人権尊重に向けた啓発事業を共催で実施する。 ・人権関係団体の人権意識高揚のため、学習会、研修会を実施する。 ・人権関係団体とともに街頭啓発などを実施し、広く市民への啓発活動を行う。	①学習会、研修会実施回数3回 ・人権擁護推進協議会総会後研修：中止 ・人権擁護委員会総会後研修：中止 ・同和対策促進連絡協議会総会後の研修：中止 *新型コロナウイルス感染症防止による。  ②県外研修 ・同和対策促進連絡協議会県外研修：中止 ・人権3団体合同研修会：中止 *新型コロナウイルス感染症防止による。  ③街頭啓発 ・6/1人権擁護委員の日：中止 ・9/1同和問題啓発強調月間：中止 ・女性の人権ホットライン強化週間：2021（令和3）年11月1日、田舎の元気やで実施。 ・12月人権週間：2021（令和3）年12月9日、市内3か所で開催。参加：43名（事務局含む）	①学習会、研修会実施回数3回 ・人権擁護推進協議会総会後研修：中止 ・同和対策促進連絡協議会総会後の研修：中止 *新型コロナウイルス感染症防止による。  ②県外研修 ・同和対策促進連絡協議会県外研修 11月19・20日 広島県呉市視察研修（山の手地区フィールドワーク等） 参加者：28名 ・人権3団体合同研修会 11月9日 奈良県御所市 水平社博物館等見学・参加者：18名  ③街頭啓発 ・6/1人権擁護委員の日：田舎の元気やで実施。 ・9/1同和問題啓発強調月間：市内駅及び量販店（6箇所）で実施・参加者：44名 ・女性の人権ホットライン強化週間：11/12・13、じんけん広場ふれあい文化祭（小柿）会場、庁舎・市内児童館で設置により啓発品配布 ・12月人権週間：市内駅及び量販店（6箇所）で実施・参加者46名	↑	総会後の研修会は、コロナ禍の影響で中止することとなったが、人権擁護委員会研修は6月に実施した。 その他の事業は、感染対策を講じた上でコロナ禍以前の規模で実施することが出来た。	昨年度、一昨年度はコロナ禍の影響でやむなく事業の中止、規模縮小などとしてきたが、感染対策を講じた上で3年ぶりの事業となったものもあるが、人権関係団体の参加をいただけた。	県外研修、街頭啓発を実施することが出来たが、これからは感染拡大状況を注視していく必要がある。また、参加者の感染症に対する気持ちに寄り添った事業の実施を検討していく必要がある。	人権政策課

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
10	同和問題 (1) (2)	人権擁護推進事業 補助事業	人権擁護委員並びに人権擁護推進員による啓発活動や擁護活動を行い、人権擁護の取り組みを推進する。  目標値 ・人権いろいろ相談開催 10回 ・人権教室開催 市内全保育園、幼稚園、幼児園、小学校で実施	人権擁護委員並びに人権擁護推進員による差別のない人権を尊重する社会の実現を目指し、人権いろいろ相談、保幼小への人権教室の開催など人権擁護活動を展開する。	①人権いろいろ相談の開催 ・月1回、4月と1月を除き、年10回を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により9月が中止となり、年9回実施。 5～3月実施 相談件数：14件 *後日、職員による追加対応（電話・来庁：2件）も行った。  ②高齢者福祉施設訪問研修 ・年度当初は夏季に市内施設訪問を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の現状を鑑み、今年度は実施を見送り。  ③人権教室開催 ・5歳児を対象に（19園）で6月～1月実施、参加総数：704名 ・小学校2・5・6年生の児童を対象に（9校）で5月～2月実施、参加者総数：2,268名 *R2年度から5年生は希望校のみ。 *うち小学生を対象としたスマホ・ケータイ人権教室（5校）、参加者数：526名 *一部中止となった教室あり。  ④人権の花運動 ・治田東小学校 ・大宝東小学校 *4月～12月で事業実施	①人権いろいろ相談の開催 ・月1回、4月と1月を除き、年10回実施予定。 5～12月・6回実施 相談件数：5件  ②高齢者福祉施設訪問研修 ・年度当初に市内施設訪問で計画。*新型コロナウイルス感染症に考慮して、内部の研修会に計画変更の可能性あり。  ③人権教室開催 ・5歳児を対象に（21園）で6月～1月実施予定。12月末現在：20園で実施済。 ・小学校2・5・6年生の児童を対象に（9校）で6月～2月実施予定。 2年生：7校、5年生：7校、6年生：5校で実施済。 *R2年度から5年生は希望校のみ。  ④人権の花運動 ・治田西小学校：5・6年生 環境委員児童14名参加 ・金勝小学校：5・6年生 生活環境委員児童32名参加 *4月～12月で事業実施	→	高齢者福祉施設訪問研修はコロナ禍での実施は困難であるが、その他の事業は、例年通り実施し、月間・週間の啓発活動、講演会事業にも参加し、前向きな活動がされた。	人権いろいろ相談はコロナ禍による中止もなく、予定通り実施できた。小学校、保育園・幼稚園を対象とした人権教室は、コロナ禍の影響で延期の対応はあったものの、希望に沿って事業を実施し、次代を担う子供たちの人権意識の高揚に寄与した。人権の花運動についても2校で予定通り実施することが出来た。	人権教室はコロナ禍以前と変わりなく実施希望が各校・園から来ているので、継続して積極的に事業に取り組む必要がある。また、新設園については新たな実施対象として事業に取り組む必要がある。	人権政策課
12	同和問題 (2)	人権尊重に向けた啓発事業	市民を対象に人権を尊重することの大切さや命の尊さについて幅広く啓発を行い、人権意識の高揚を図る。  目標値 ・各講演会などの参加者数 300人 ・各講演会などのアンケートの「研修内容を活かしたい」と回答した人の割合 95.0%	じんけんセミナー栗東、人権文化事業など市民啓発事業を開催し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題への理解・啓発を行う。	①じんけんセミナー栗東インターネット配信による講演会（講演映像の配信による実施） 実施期間：8/27～9/30 講師：桂ぼんぼ娘、子どもの人権をテーマとした講演（30分×2本）視聴回数：215回 ②人権啓発紙『りっとう～じんけん便り～』（第2号） 31,500部発行。テーマ：「インターネットと人権」。9月号の広報折込：28,900部の他、市内公共施設等で配布。 ③人権文化事業インターネット配信による講演会（講演映像の配信による実施） 実施期間：11/26～12/28、講師：大西 連、貧困問題とコロナをテーマとした講演（90分） 視聴回数：112回	①じんけんセミナー栗東（きらめきRitto実行委員会共催）の実施 7月26日（火）19：30～ 栗東芸術文化会館さくら 大ホール 講師：仲岡しゅん（弁護士）、 演題：LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題・参加者：219名 ②人権啓発紙『りっとう～じんけん便り～』（第3号） 31,500部発行。部落差別に関する内容で9月号の広報折込：28,900部の他、市内公共施設等での配布、9月同和問題啓発強調月間チラシとしても活用し街頭啓発にて配布。 ③人権文化事業（障がい福祉課共催・人権週間及び障がい者週間協賛事業） 12月1日（火）19：30～ 栗東芸術文化会館さくら 大ホール 講師：片岡亮太（盲目の和太鼓奏者） テーマ：障がいのある人の人権で実施・参加者：191名	↑	昨年度コロナ禍の影響でインターネット配信とした講演会2事業を、感染対策を講じた上で3年ぶりにホール会場にて実施した。また、啓発紙の発行は、講演会の代替事業として実施していたが、昨年度同様に年度当初より計画し、計画通りに実施することが出来た。啓発紙の裏面に同和問題啓発強調月間に関する記事を掲載し、街頭啓発で活用する等、各種啓発を効率よく行うことが出来た。	昨年度、インターネット配信は、参加者ニーズや社会情勢を考慮して設定していく必要がある。また、他の団体との共催化についても検討していく必要がある。	講演会・啓発紙のテーマ設定は、参加者ニーズや社会情勢を考慮して設定していく必要がある。また、他の団体との共催化についても検討していく必要がある。	人権政策課



番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
追加 1	同和問題 (1) (2)	部落解放・人権政策 確立要求びわこ南部 地域実行委員会への 参画事業	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部 地域実行委員会が主催する事業への 参画する。 目標値 ・総会・連続講座・学習会など主宰事 業への参加 ・基本法ニュースの発行・配布 ・実行委員会が参加を呼びかける諸集 会への参加	人権文化の構築と差別撤廃・人権政策確 立に向けて、滋賀県実行委員会をはじめ 県内外の組織と連携と連帯を深め、「部 落解放基本法（案）」に盛り込まれた 「人権侵害救済法」の早期制定の実現を めざし、部落解放・人権政策確立要求び わこ南部地域実行員会の一員として、加 盟団体とともに事業展開を推進する。	①研修会等への参加 ・総会後の講演会 5/15、33名 ・幹事級研修会 8/20、2名 演題：「外国人をめぐる人権課 題と多文化共生」、講師：金光 敏（キム・クァンミン）さん ・交流研修会 11/16・17、1名 岡山県瀬戸内市「国立療養所長 島愛生園」見学、姫路市野里・ 砥堀「高木・砥堀二区フィール ドワーク」 ・部落解放・連続講座 3/16、 7名演題：「人間は尊敬すべき もの-水平社創立の理念に学ぶ- 」、講師：駒井忠之（水平社博 物館館長） ②基本法ニュース発行 31,500 部 12月広報に折り込み：29,600部 の他、市内公共施設等で配布。 ③部落解放・人権政策確立 要求中央集会 5月中止・ 10/28・1名参加。	①研修会等への参加 ・総会後の講演会：5/14、24名 ・幹事級研修会：8/8、2名 演題：「水平社創立100年の今日 の意味と部落解放への課題」、 講師：谷元昭信さん（元部落解 放同盟中央書記次長） ・交流研修会：10/26・27、3名 奈良県橿原市・御所市 おおく ぼまちづくり館・水平社博物 館、和歌山県和歌山市 平井文 化会館 等 ・部落解放研究第55回全国集 会：11/15・16 2名 鳥取県米 子市 ・連続講座：2月参加（9名）予定 ②基本法ニュース発行 31,500部 12月広報に折り込み：28,900部 の他、市内公共施設等で配布。 ③部落解放・人権政策確立要求 中央集会 5/23：1名、10/27：1 名参加。狭山市民集会 5/24：1 名、10/28：1名参加。	↑	今年度は実行委員会の事務局 を務め、委員会の各事業の企 画・立案を行い、研修会等にも 積極的に参加することが出来 た。	事務局として他団体が主催す る研修や集会等にも、例年よ りも参加する機会が増え、今 後の事業の参考とすることが 出来、職員の資質向上につな がった。	近隣市及び各市の種人権関係 団体が共同で事業実施に取り 組んでおり、広域的な視点で 各種事業が展開されるよう実 行委員会の運営に参画する必 要がある。	人権 政策 課

≪1年間の成果と課題≫  
 今年度の各種啓発事業については、新型コロナウイルス感染症防止対策を施し、約3年ぶりに講演会や街頭啓発活動をコロナ禍以前の形態での実施を再開しました。同様に関係機関・関係団体が主催する研修会等も、コロナ禍以前の実施形態での再開の動きがあり、前年度よりも研修等に積極的に参加をすることが出来ました。コロナ差別等の新たな人権問題が生まれ、より人権啓発の必要性が高まっている一方で、コロナ禍の影響で啓発事業の実施や学習機会の提供が減少した状況を踏まえて、今後の啓発事業を実施していく必要があります。

≪「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題≫  
 十里まちづくり事業を教材とした学習の推進についても明記した、第二次栗東市人権擁護計画（2022年3月策定）の策定に伴い、今年度は本計画を推進推進するために市の各課の人権関連事業を明らかにした栗東市人権擁護計画実施計画の改定に全庁的に取り組みました。また、2020年度から新たな啓発事業として取り組んでいる啓発紙『りっとう～じんけん便り～』（第3号）を部落差別をテーマとしての発行や、実際の差別事件を教材化し作成したリーフレットを啓発事業実施の際に配布する等して、部落差別解消に向けた啓発に取り組んでいます。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		<b>（ひだまりの家）</b>
	<b>人権・同和教育啓発目標</b>	○教育事業をきっかけに、相談事業や福祉事業、地域交流および人権啓発事業と連携した地域住民への支援を行います。 ○部落差別解消推進法の背景となった情報化の進展や社会情勢の不安定さについて認識を深め、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見のない住みよいまちの実現に向けた啓発・教育に取り組みます。 ○「栗東市人権・同和教育基本方針」に基づき、「十里まちづくり事業」を成し遂げた人々の熱い思いにせまり、自らの生き方につなぐ学習を計画し、差別意識の解消に向けた効果的な啓発を行います。	○「18歳の時点で自己を実現する力をつける」ことを目標に、学校・園・地域・ひだまりの家・関係課が連携し、子どもを中心に、差別をなくし自立して生きる人間を、保護者とともに育成します。 ○複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築とともに、地域社会から孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す地域づくりに向けた支援を実施することで、ひだまりの家を中心として関係機関や団体との連携を深め、人と人、人と地域がつながる、人権を尊重し合うコミュニティづくりをめざします。

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
34	同和問題 (3)	ひだまりの家（相談事業）	地域と信頼関係を結び、自立支援に向けた身近な相談窓口となる。  目標値 ・相談担当者実践研修参加回数 7回	・各種相談（就労・生活・教育・健康など）への迅速かつ的確な対応 ・各分野における訪宅活動と情報共有、ケース会議 ・関係機関との連携・支援方策検討会議 ・連絡調整会議 ・迅速な情報提供	相談担当者実践研修参加回数 5回 スーパービジョン研修等	12月末日現在 相談担当者実践研修参加回数 8回 地域総合センター職員研修会等	↑	コロナ対策も落ち着き、各種研修も通常通り開催されるようになってきている。ひだまりの家の事業とよく重なることがあるが、相談業務に携わる職員だけでなく、多くの職員が研修に参加することで、職員のスキルアップを図ることができた。	ひだまりの家の体制においては、7月より月1回定期的に館内の相談担当者を集めて情報共有のためのケース会議を開催している。ケース会議で情報共有した内容をもとに、関係課や関係機関と情報を共有し、それぞれの機関で何ができるか協議し、役割分担ができるよう働きかけることができた。	複合的相談ケースの対応が難しいため、職員には長期的・継続的・専門的なサポートとして、継続的な見守りや専門機関との調整など総合的な取り組みを図れる能力が必要である。職員の相談研修への参加や隣保事業士資格認定講習に参加することで、さらなる職員のスキルアップを図りたい。	ひだまりの家
35	同和問題 (3)	ひだまりの家（福祉事業）	日常訓練、レクリエーションなどを行うことにより、その自立を助長し生きがいを高め、健康維持と介護予防を図る。交流の場を設け、人権・同和問題に対する理解と認識を高める。訪宅活動を通して、地域の高齢者の利用を促進する。  目標値 ・デイサービス利用者数 2,300人	・隣保館デイサービス ・地区内利用の促進 ・市内全域利用の促進 ・利用者交流と人権啓発 ・老人福祉センター機能の利用促進 ・生きがいと健康づくりを通じて利用者相互の交流と地域交流の促進など	デイサービス利用者数 1399人	12月末日現在 デイサービス利用者数 1601人	↑	隣保館デイサービス事業においては、委託している栗東市社会福祉協議会が運営する他の福祉施設に合わせたコロナ対策を実施しており、利用者等におけるコロナ感染時の対応など統一した対応を図ることができた。こうした取り組みにより利用者も安心して参加しており、健康維持と介護予防を図ることができた。	隣保館デイサービス事業においては、保健師や生活相談員等と協力し、体力測定を実施した。コロナ禍が長期化する中、筋力低下の防止や体操への意識付けを目的に実施し、参加者の多くが測定値を参考に、体力づくりへの取組に積極的に関わるようになった。また、地域の高齢者のデイサービス事業への参加が定着してきたことで、他の曜日にもひだまりの家でくつろぐ姿が増えてきた。夏場は高校野球の観戦で盛り上がりを見せるなど、老人福祉センターの利用者も多くなった。	木曜日は地域の高齢者を対象に3年前からデイサービスを開催している。月2回の開催にも慣れ、他の曜日にも参加するようになってきている。人とのつながりもできてきたので、毎週木曜日の開催にむけて調整を行っている。一方で、老人福祉センター機能の活用がいまひとつ伸び悩んでいる。新規の利用者を増やすべく、職員だけでなく、関連機関も交えて検討が必要である。	ひだまりの家
36	同和問題 (3)	ひだまりの家（教育事業）	子どもたちの解放の力を育てることを目標に、地域の仲間と支え合える豊かなつながりと、困難に立ち向かい最後までやりとおす力の育成、自らの進路実現に向けた自己学習力の向上に取り組む。次代のリーダーとして取り組む青年層の自主的な活動を支援する。  目標値 ・就学前自主活動学級開催数 ・小学生自主活動学級開催数 ・中学生自主活動学級開催数 計121回	・就学前および小中学生への教育事業の展開と保護者への啓発 ・解放学習および進路学習を柱とする自主活動学級の推進 ・高校から青年層への部落解放の担い手としてのリーダー育成	就学前自主活動学級開催数 11回 小学生自主活動学級開催数 45回 中学生自主活動学級開催数 45回	12月末日現在 就学前自主活動学級開催数 6回 小学生自主活動学級開催数 36回 中学生自主活動学級開催数 39回	→	コロナ禍とはいえ、小中学校の自主活動学級は計画通りに開催することができた。就学前の自主活動については、夏のコロナ感染拡大状況により中止を余儀なくされることもあったが、ほぼ計画通りに開催することができた。	関係者を集めた同和教育担当者会議は計画通りに開催することができ、子どもたちへの見守り強化を図ることができた。コロナ禍が長期化する中、就学前・小学生・中学生の自主活動学級は、感染状況に左右されるなか、事業を中止したり、縮小開催するなど感染防止を心掛けながら、ほぼ計画通りに開催することができた。大宝西ふれあい解放文化祭は10月に予定通り開催することができ、自主活動学級で作品を展示したり、イベントを開催するだけでなく、他のイベントのお手伝いをおこなうなど、自分たちで計画して実行する学習の成果をみてもらうことができた。	自主活動学級はコロナ禍の中、計画通りに開催することはなかなか難しかった。特に、夏休みの合宿については、コロナの感染拡大があったため中止とした。直前まで決断することができず、子どもたちだけでなく、保護者や協力していただいている地域の方や参加者にも迷惑をかけることとなってしまったので、どのような状況にも対応できるよう2重3重の方策を検討しておく必要がある。	ひだまりの家

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課
37	同和問題 (3)	ひだまりの家（地域交流・人権啓発事業）	<p>人権意識の啓発・高揚を目的とし、住民相互のふれあいと地域交流、文化活動の推進と生涯学習、各種講座の実施と自主活動サークルの育成を図る。また、図書、おはなし会などを通して、ふれあいの場を設ける。</p> <p>目標値 ・図書の貸し出し本数 8,000冊 ・講座開催数 125回</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書コーナー「ゆめのくに」の利用促進</li> <li>・各種講座の実施と自主活動サークルの育成</li> <li>・実行委員会形式による「大宝西ふれあい解放文化祭」の開催</li> <li>・各種団体における人権啓発活動（研修）の情報交換の場の開催</li> <li>・広報誌配布</li> <li>・館内掲示などによる部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための人権啓発</li> <li>・施設利用の促進</li> </ul>	<p>図書コーナー「ゆめのくに」の図書貸し出し数 10,492冊</p> <p>各種講座の実施講座開催数 50回</p>	<p>12月末日現在 図書コーナー「ゆめのくに」の図書貸し出し数 9,843冊</p> <p>12月末日現在 各種講座の実施講座開催数 86回</p>	↑	<p>大宝西ふれあい解放文化祭はコロナ感染が広がる中、第1回目の実行委員会は書面決議にて開催することとなったが、開催する方向が決まったことにより、実行委員会や部会は3密を避けながら開催し、参加団体による作品展示や発表に向けての集まりも、コロナ感染防止対策をとりながら完成に向けて取り組んだ。10月15日（土）・16日（日）の2日間の開催は、模擬店を中止したものの、ひだまりの家を中心に作品展示や事業の発表などを行うことができた。</p> <p>また、フィールドワークを含めた十里まちづくり事業の研修の受け入れについて、学校関係からの申込みについては、コロナ感染防止対策を取るため、学校と協議しながら開催することができた。</p>	<p>地域の団体や住民、関係機関が実行委員会に参画することで、大宝西ふれあい解放文化祭を開催している。事務局が協働のコーディネーターとして、地域活動にかかわる多様な主体の参加をすすめているが、前例踏襲になりがち、人材が偏りがち、モチベーションが低下しがちな点が課題となっている。また、コロナ禍の中、事業の決定が社会状況を見合わせながらとなり、遅れがちとなった。スピード感をもって事業を行うためにも、コロナの感染状況が広がった際の実施方法も含めた2重3重の対策の検討が必要である。</p>	ひだまりの家

《1年間の成果と課題》

部落差別が現存する今日において、ひだまりの家は人権に関わる相談事業や啓発事業等を通じて、その解決に向けた取り組みを積極的に実施していく必要があります。このためひだまりの家では、「部落差別解消推進法」を踏まえて、同和問題解決の拠点施設であることを再確認するとともに、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割について共通認識を高めてきました。

また「十里まちづくり事業」をもとにした研修は、特別措置法失効後、同和問題に対する教育を受けてこなかった者に対して、地域の思いや願いを直接体験できることで、正しい部落問題認識を培い、差別を許さない社会的な雰囲気を作ることに繋がっています。これからも地域と共に、十里まちづくり事業を題材にした研修を通じて、次世代に部落差別の完全解消をめざす思いをつなげるような効果的な啓発を目指します。

《「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題》

自主活動学級では、子どもたちに解放学習を通して、現存する部落差別を正しく認識し、地域の仲間と信じあえる関係を築き、ともに差別をなくす力強い生き方の素地を培うことを目的としています。このため、子どもたちで計画して実施したりする学習を取り入れ、解放文化祭では自分たちで考えたイベントを実施するなど、人前で発表することで自己を実現できる力を身につけられるよう取り組んできました。また、部落解放十里子どもを守り育てる会と協力して活動することで、保護者と地域が子どものために一緒に考え行動する機運を高めることができました。これからも、子どもたちにとって地域や保護者は大きく影響を与える存在であるため、両者の協力を得ながら、自主活動学級の強化に努めます。

また、人と人、人と地域が世代や分野を超えてつながるためには、ひだまりの家が、高齢の方たちが共通した趣味を楽しむ「場」、子育て世代や若者たちが知りたい知識を学ぶ「場」、様々な人権課題を解決に導く「場」など、高齢者から子どもまで、様々な人達が気楽に集える「居場所」としての拠点施設であることが求められます。居場所としての拠点施設として機能することで、日常のコミュニケーションを通じて、地域の様々な課題を発見し、関係機関や団体と連携して課題を分析することで、課題を解決することができると考えます。コロナ対策を実施しながらの取り組みであり、十分な対応ができていないものの、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築をめざし、訪宅を重ね、人間関係を構築し、関係機関や団体にも働きかけ、情報共有を図り、ひとりにしないという支援をおこなっています。今後も、地域社会から孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す地域づくりに向けた支援につながるよう事業の検討を進めていき、地元自治会や運動団体の協力を求めながら人権を尊重するコミュニティづくりをめざします。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		(障がい福祉課)
	<b>人権・同和教育啓発目標</b>	○障がいのある人を対象としたレクリエーションスポーツ大会の開催や県主催の各種スポーツ大会等への参加、サロンの開催などを通して、より多くの障がいのある人が積極的に社会参加できるよう推進していきます。また、障がいのある人の社会参加にはかかせないボランティアの育成を通じて、市民交流を深め、事業に関わるすべての人が“お互いを知る”ことから取り組み、事業を推進していきます。	○障がいのある人やその家族の相談に応じてのケース会議については、ひだまりの家や関係機関との連携と役割分担を行い、情報の共有に努めます。合わせて、専門の相談機関等につなぐなど、障がいのある人やその家族への相談支援に取り組みます。
<b>十里地域課題解決のための目標</b>			

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
61	障がいのある人（1）	栗東市手話奉仕員養成講座委託事業 基礎課程	聴覚障がいに対する理解を持ち、手話で会話ができる市民を増やすことにより、聴覚に障がいのある人が積極的に社会参加できるような、バリアフリー社会の実現を目指す。 目標（値） ・受講者数 20人 ・修了者 20人	聴覚に障がいのある人の生活や関連することに理解や認識を深めるとともに、手話で自由に日常会話ができるよう取り組む。（厚生労働省のカリキュラムに基づき21回実施。） 新型コロナウイルス感染症が拡大した場合は防止対策として、休講、途中での中止も視野に入れ、厚生労働省のカリキュラムにとらわれず、規模を縮小し実施する。	当初は6月～10月の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、8月中旬～9月末まで休講とし、10月から再開し、12月22日まで実施。（カリキュラム変更なし） 講座申込み人数 18名 修了者数 14名	6月1日から基礎課程（主に入門課程の修了者対象）開講。全29回で、2月1日までの予定。 12月末現在受講者数 10名（定員20名）	→	昨年度の入門講座から4名引き続き受講している。 手話を継続して学ぶ場を提供することができた。	基礎課程は、入門課程修了程度の手話の知識や技術が必要のため、応募者が少ない。	障がい福祉課	
62	障がいのある人（1）	レクリエーションスポーツ大会	レクリエーションスポーツ大会の事業展開を進めていく中で、企画・運営を障がいのある人自身が主体的に参加運営を行うことで、より一層の社会参加を促進するとともに、ボランティアとの交流を深める。 目標（値） ・参加者 障がいのある人 500人 ボランティア 100人	スポーツを通して、体力の増強、機能回復と残存機能の維持、向上を目指し、障がいの有無に関わらず、地域住民やボランティアと一日を過ごし、障がいのある人の社会参加の促進と、交流の促進について取り組む。 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとる場合は、大会の中止、延期を視野に入れ取り組む。	6月26日（中止）	予定していた6月25日は雨天中止。 代替の事業として、ブルーベリー、シャインマスカット収穫体験を実施した。 ブルーベリー収穫 開催日：8/29 参加人数9名程度 シャインマスカット収穫 開催日：9/2 参加人数9名程度	→	感染予防のため、屋外でのレクリエーション・スポーツ大会はできなかったが、中止とするだけでなく、実行委員会で代わりとなる事業を検討し、実施することができた。そのことにより横のつながりを継続することができた。	感染予防のため、コロナ前に行っていたものと同じ内容で実施するのは大変難しい状況である。規模を縮小しても、地域住民やボランティアとの交流の機会となるように検討が必要。	障がい福祉課	
63	障がいのある人（1）	障がい児芸術文化講座委託事業	障がいのある人の社会参加が進むように、芸術・文化活動を推進する。 目標（値） ・構成人員 10人	障がいのある人や児童とその保護者の充実した余暇活動や地域での生活基盤の確立を目的に、ダンスを通じて市民交流を深める。	令和3年3月31日付を持って、座ポップコーンSが解散されたため未実施。	委託先であった団体が無くなり、事業は未実施。	↓	当該事業は市民交流の機会としても役割を果たしてきたが、継続不能となった。	未実施のため成果なし。	障がいのある人となない人の交流事業は、様々な手法をもって取り組む必要がある。	障がい福祉課
64	障がいのある人（1）	夏季日中一時支援事業委託事業	障がいのある児童の余暇活動として、夏休み期間中に指導員やボランティアと創作活動やプール遊びなどを行い、楽しく充実した規則正しい夏休みを過ごすことにより、児童の社会参加を促進する。 目標（値） ・毎年の継続開催（開催場所の諸条件を満たす施設が不足、ボランティアの不足などの課題があるため）	夏休み期間中に指導員やボランティアと創作活動やプール遊びなどを行う。	R3.7.21～R3.8.31 利用登録者：9人 延べ利用数：35回 協力事業所：4事業所	R4.7.21～R4.8.31(41日間) 利用登録者：7人 延べ利用数：28回 協力事業所：7事業所	↓	夏季日中一時事業はサマーホリデーの後継事業の位置づけで、夏休みの充実した療育活動の場として実施してきたが、放課後等デイサービスの充実により、その役割は低下している。	他市の特色ある事業所が事業を実施され、利用者の選択の幅が広がった。	利用者数の減少を踏まえ、大人にも拡大した事業としての需要や、市民交流事業への活用など、今後の事業展開を検討していく必要がある。	障がい福祉課

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
69	障がいのある人（3）	視覚障がい者生活行動訓練事業委託事業	視覚に障がいのある人の行動訓練とあわせ、「見えない、見にくいこと」とはどのようなことかを知り、ひとりでも多くガイドヘルパーとして活動していただける人を増やす。 目標値 ・参加人数 20人（内ボランティア10人）	障がいのある人がボランティアによる介助を受けながら、公共交通機関を利用して、様々な場所に出かけることで自信をつけ、不安なく社会参加ができるように訓練を行う。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、参加者の安全面を考慮して中止とした。	11月11日実施 視覚障がい者 7名 ボランティア 7名 スタッフ 4名 計18名参加 行き先：宇治市「お茶と宇治のまち歴史公園 茶づな」	↑	視覚障がい者の方とボランティアの方にペアを組んでもらい歩行訓練を行うことで、参加者同士の交流を図り、視覚障がい者の外出・社会参加の促進と、ボランティア参加者の視覚障がいへの理解の促進を図ることができた。	参加者の高齢化に伴い、実施方法、実施時期、場所、移動手段等配慮が必要である。また、若い方にも興味を持ってもらう取り組みも必要である。	障がい福祉課	
73	障がいのある人（4）	栗東サロン「歩」委託事業	障がいのある人や生活困窮者等がサロンに自主的に参加し、仲間づくりや交流及び自立に向けた活動を行うことができる場を提供し、生活適応能力の回復及び促進、社会性の向上と自立を図る。 目標（値） ・サロン開催数/週1回（盆・年末年始を除く）	普段なかなか外出の機会がない人、うつ病など、こころの病気のある人などがお茶を飲みながら話したり、畑作業に取り組んだり、仲間作りや他人とのコミュニケーションの練習や生活のリズムを作りながら、社会復帰のための第1歩となるようにする。 開催場所：なごやかセンター	毎週木曜日開催 開催回数 35回 ・利用者実人数 14人 ・ボランティア実人数 4人 延参加人数 345人 （新型コロナウイルス感染の影響により8/26～9/30、1/27～3/31休止、時間短縮と感染対策実施）	毎週木曜日開催 開催回数 35回 ・利用者実人数 15人 ・ボランティア実人数 4人 ・延参加人数 336人	↑	新型コロナウイルス感染症対策緩和に伴い、参加人数が増加した。	新型コロナウイルス感染症対策緩和に伴い、参加者間のコミュニケーションが増え、活気が戻ってきた。また、新規利用者の居場所となりつつある。	新型コロナウイルス感染対策のため、ニーズの高い調理実習等の一部レクリエーションを再開できていない。感染状況を確認しながら再開を検討する。	障がい福祉課
74	障がいのある人（5）	成年後見制度利用支援事業委託事業	成年後見制度の利用支援により障がいのある人の権利を擁護する。	障がいのある人が成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる。	随時相談受付 出張相談会開催8・12月 なんでも相談会11月20日開催 権利擁護に関する支援者研修会 権利擁護・成年後見相談件数10件（人） 本人・親族申立数 0件 市長申立件数 0件	権利擁護・成年後見相談件数6件（人） 本人・親族申立数 1件 市長申立件数 0件	→	日々の相談支援の中で、成年後見制度利用に前向きな方や、利用が望ましい方に対し、相談機関につなぐことができた。	相談会の実施や、相談機関につなぐことにより、障がいがある人やその家族に必要な情報提供や支援につなげることができた。	成年後見制度だけでなく、権利擁護の視点を持てるように支援者や市民に対し研修を続ける必要がある。	障がい福祉課
追加19	障がいのある人（1）	「栗東市障がい者基本計画」の推進	「栗東市障がい者基本計画」に基づき施策を総合的かつ計画的に推進する。 目標値 ・栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会を開催（年1回以上）	栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会を開催し、「栗東市障がい者基本計画」に基づき施策を総合的かつ計画的に推進できているか検証する。	栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会 第1回：令和3年10月22日 出席委員 16名 内容：第2期障がい者基本計画の進捗と第5期障がい福祉計画の実績報告と意見交換 ・「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報コミュニケーション条例」にかかる取組についての協議 第2回：令和4年2月14日 新型コロナウイルス感染症の拡大により、書面開催	栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会 第1回：令和4年10月13日 出席委員 15名 内容：第3期障がい者基本計画と第6期障がい福祉計画の実績報告と意見交換他	→	当事者、地域住民、サービス事業所関係者など、様々な立場から、市の取り組みについて意見や提案をもらうことができた。	市の取り組みを通して、当事者や地域の関係者との連携について考えることができた。	報告中心の会議になってしまっており、十分に協議する時間がとれていないため、会議の進め方については再検討が必要。	障がい福祉課
追加24	障がいのある人（5）	障がい者の虐待防止に向けた取り組みの推進	・障害者虐待防止法の関係情報を市広報またはホームページに掲載する。 目標値 年2回 ・養護者等から虐待を受けたと思われる障がいのある人を養護者等から保護をする。	・関係情報を市広報またはホームページに掲載し、障害者虐待防止法を周知・啓発することで、障がい者の権利利益の擁護を推進する。 ・緊急一時保護を実施するため、4市広域事業として、2床の居室を確保する。 ・虐待が発見された場合の専門的支援を実施する。（滋賀弁護士会、滋賀県社会福祉士会へ委託）	障がい者虐待の相談対応3件 県への報告件数 2件 虐待に至る要因・背景などを聞き取りをし、再発防止策について計画書の提出指導をした。	障がい者施設職員等による虐待の通報 1件 虐待に至る要因・背景などを聞き取るなど調査を行った。（対応継続中） ・養護者からの身体的虐待の事案が発生し、緊急一時保護を実施。1件	→	障がい者施設職員から通報があるなど、関係者への虐待防止法や対応について理解が進んでいる。	虐待防止法に基づく、事実確認などを実施することで、事業所職員が普段の支援内容を見直すなどの振り返るきっかけとなり、意識向上につながった。 ・被害者の心身を保護するとともに、虐待防止に向けた対応・支援方針の検討に要する時間を確保することができた。	施設や事業所によって、また職員によって虐待防止に関する知識や認識が違うことから、さらなる周知・啓発が必要。 ・距離と時間を置き、双方に相談支援者を置くなどして、在宅復帰ができた見守り体制の継続とともに、気を緩めなくていい。	障がい福祉課

《1年間の成果と課題》  
・コロナ禍において、感染防止対策が取りにくい方も多いためレクリエーションスポーツ大会は中止とし、代替事業として収穫体験事業を実施。また、種目別に開催される障がい者スポーツ大会への参加、県下の団体を招いて開催した視覚障がい者運動会、視覚障がい者生活行動訓練、手話講座、サロン事業などでは、市民スタッフを含む参加者で交流が図れ、障がいのある人となない人とが“お互いを知る”機会を持つことができました。  
・障がい者週間では、子どもたちの啓発ポスターを掲示し、市民の皆さんが“障がいを知る”、関心を促す機会を設けることができました。  
・交流することで“お互いを知る”ことができることから、事業の実施継続とともに、交流機会の充実に向けた見直しにも取り組んでまいります。

《「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題》  
・障がいのある人やその家族からの相談については、状況に応じて、ひだまりの家や関係機関との連携を図り情報共有に努めています。地域にお住まいの方で連携したケースはありませんでした。相談支援は継続性が必要となることから、今後とも連携を密にして、取り組んでいきます。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		（長寿福祉課）
	人権・同和教育啓発目標	○高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活が送れるよう、認知症支援対策や虐待防止対策の充実を図ります。また、認知症に対する誤解や偏見を解消し、正しい理解の促進、高齢者虐待やその防止に対する正しい理解を促進します。	
	十里地域課題解決のための目標	○高齢者が地域で安心して暮らすには、ともに助け合う地域づくりが大切です。高齢者になっても明るく、活力ある生活を送ることができるよう、介護予防の周知や参加促進、認知症に対する正しい理解と知識の普及、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知や訪問活動を実施し、関係機関と連携して支援を進めます。	

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課
53	高齢者（1）	認知症支援対策の充実と高齢者虐待防止の取り組み	高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活ができるよう、認知症支援対策や高齢者虐待防止対策の充実とともに、権利擁護に関する取り組みを促進する。  目標値 ・認知症サポーター養成講座受講者(延べ)人数 4,300人 ・高齢者虐待にかかる介護サービス事業所への啓発回数(延べ)20人・回	・認知症に対する理解の促進 ・認知症にかかる医療と介護の連携 ・認知症、高齢者虐待に関する相談支援 ・介護家族に対する支援 ・高齢者虐待防止に関する意識づくり	○認知症サポーター養成講座実施 12回 514人 延べ 5,590人  ○認知症高齢者事前登録制度登録者127名  ○行方不明高齢者SOSネットワーク運用（協力事業所77社）  ○高齢者の権利擁護に関する啓発研修実施 12回 194人  ○認知症初期集中支援チームの運用（月1回チーム員会議開催 11回開催） ○認知症カフェ ・にこにこカフェこんぜ 1回 15人 ・にこにこカフェ大宝の郷 22回 146人 ○認知症相談件数 938件 ○虐待相談件数 447件 （内新規虐待通報受理 18件）	○認知症サポーター養成講座実施 4回 142人 延べ 5,732人  ○認知症高齢者事前登録制度登録者148名  ○行方不明高齢者SOSネットワーク運用（協力事業所79社）  ○高齢者の権利擁護に関する啓発研修実施 12回 131人  ○認知症初期集中支援チームの運用（月1回チーム員会議開催 9回開催） ○認知症カフェ ・にこにこカフェこんぜ  ○認知症相談件数 874件 ○虐待相談件数 314件 （内新規虐待通報受理 20件）	→  認知症サポーター養成講座の実施により、認知症の理解が広がっている。  認知症高齢者事前登録については、広報への掲載やケアマネへの研修等により制度が認知されてきている。また、行方不明高齢者捜索のためのSOSネットワークについても、協力事業者が増加傾向である。啓発研修により、虐待と疑われる通報が増加しており、早期発見の体制が取れてきている。  認知症初期集中支援チームの支援により認知症の人のその人らしい暮らしの検討ができた。  認知症の相談件数は昨年度と比べ増加。虐待の相談対応については昨年度と比べ減少。	認知症サポーター養成講座を毎年実施している小学校ができてきている。  高齢者の行方不明や虐待については、広報での啓発やケアマネ研修等で早期発見ができる体制ができつつある。  認知症カフェの設置数が昨年度と比べ減少しており、新たな事業者の開拓が必要。  高齢者の行方不明や虐待は命にかかわることもあるため、早期の発見や事前の備えが必要となる。今後も制度の啓発等を行い、虐待の早期発見等に取組んでいく。	長寿福祉課	
54	高齢者（2）	地域ふれあい敬老事業補助事業	すべての自治会で、敬老事業を実施する。  目標値 ・敬老事業補助金自治会申請率 100% ・対象高齢者の事業参加率 50%	高齢者を敬愛し、地域ぐるみで長寿を祝い、地域の高齢者と多世代の住民の交流を通じて、地域の中で支え合うまちづくりを支援する。	地域ふれあい敬老事業補助金を自治会活動交付金で交付  敬老会事業を実施 118自治会	地域ふれあい敬老事業補助金を自治会活動交付金で交付  敬老会事業を実施 117自治会	→  例年通り9割近くの自治会が敬老事業を実施されており、コロナ禍でも様々な工夫を凝らして事業を実施している。	コロナ禍により、昨年同様「記念品配布」のみの自治会が大半であった。  コロナ禍により、様々な世代間交流をする敬老会の実施が難しい状況である。今後の敬老会の実施方法や内容等についても検討する必要がある。	長寿福祉課	

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
55	高齢者 (2)	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託事業	高齢者が明るく活力ある生活を送ることができるよう、生きがいを継続的に持つとともに、自らの経験・知識などを生かせる環境づくりに取り組む。 目標値 ・生きがいづくり交流会参加者数 720人 ・老人クラブ連合会会員数 1,800人	高齢者の生きがいづくりと健康づくり、また高齢者同士の交流を図るため、ニュースポーツ、グラウンドゴルフ、ウォーキングの実施や文化、芸術活動などの支援を行う。また、老人クラブの活動支援を行う。	○生きがい実践交流会 11月13日開催 手作り作品展 11月11日～13日開催 参加者数3日間 延べ330人 交流会参加 83人 作品展出品数 135点 ○ふれあい健康ウォーキング 5月26日 コロナのため延期 6月24日 58名参加 10月29日 53名参加 ○グラウンドゴルフ大会 10月15日 130名参加 ○料理教室 11月12日 20名参加 2月18日 コロナのため中止 ○老人クラブ連合会会員 22クラブ 1,496人	○生きがい実践交流会 11月26日開催 手作り作品展 11月24日～26日開催 参加者数3日間 延べ194人 交流会参加 97人 作品展出品数 200点 ○ふれあい健康ウォーキング 6月10日 67名参加 11月1日 58名参加 ○グラウンドゴルフ大会 10月14日 160名参加 ○料理教室 11月25日 10名参加 ○老人クラブ連合会会員 23クラブ 1,265人	→	今年度もコロナ禍の中で各事業を創意工夫を凝らして実施している。感染対策を講じながら、現段階ではすべての事業を実施できた。	各事業においては昨年度よりも参加者が多く、コロナ禍でも、生きがいと健康づくりにつながる活動を創意工夫を凝らして実施することで、高齢者の社会参加の促進ができています。	老人クラブの活動をもとに、高齢者がそれぞれの地域で活動の担い手となるような仕掛けづくりが必要である。	長寿福祉課
57	高齢者 (3)	介護予防事業	介護予防についての啓発や介護予防事業を実施し、高齢者がいきいきと暮らせるように、要介護状態になることを防ぐ。 目標値 ・いきいき百歳体操実施団体数 75団体	筋力向上や口腔機能向上、栄養改善の介護予防教室を実施する。また、いきいき百歳体操の立ち上げと継続のため、支援を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止により活動を休止している団体を除き、5月から継続支援を再開。 登録団体数は1団体増加し、76団体、うち30団体へ継続支援の訪問を行った。	新型コロナウイルス感染症拡大防止により活動を休止している団体を除き、継続支援を実施。 76団体のうち34団体へ継続支援の訪問を行った。	→	昨年度より市からの訪問を受け入れる団体は増加している。 登録団体は1団体増加したが、2団体がコロナ禍等の理由により活動を終了している。	コミュニティセンターでいきいき百歳体操をされていた人が、住んでいる自治会でいきいき百歳体操を立ち上げられた。	コロナ禍と活動団体の高齢化により活動が縮小傾向にある団体がある。地域住民主体の通い場の活性化について検討が必要。	長寿福祉課
58	高齢者 (3)	老人福祉センターの運営委託事業	老人福祉センターにおいて、健康相談や趣味、教養の向上、レクレーションなどの機会を提供し、利用者促進を図り、生きがいづくりや健康増進などに努める。 目標値 ・主催事業（講座等）参加者数 22,000人 ・施設利用者数 60,800人	老人福祉センターを指定管理者制度で管理運営し、健康増進や趣味・教養の向上、介護予防などの推進、相談への対応を行う。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、8月27日～9月30日まで老人福祉センターは休館としていた。 ○老人福祉センター主催事業（講座、教室、イベント）参加者数 12,078人 ○老人福祉センター個人利用者数（主催事業参加者数含む）参加者数 28,757人 ※令和4年3月末	○老人福祉センター主催事業（講座、教室、イベント）参加者数 11,059人 ○老人福祉センター個人利用者数（主催事業参加者数含む）参加者数 22,144人 ※令和4年12月末	→	コロナの影響により昨年度は9月の1か月間を休館としたが、今年度は通年で事業実施ができ、利用者も増加となった。	コロナの感染防止対策を行いながら、通年で事業の実施ができ、利用者も増加した。	ますますの利用者増加に向けて、広報活動等を行うとともに、新しいイベントなど工夫を凝らした事業を行っていく。また、施設の老朽化により、大きな工事等が必要となることが予測される。	長寿福祉課
59	高齢者 (3)	大切な人と自分の最期を考え見つける集い「生き方カフェ」栗東市介護者の会共催	栗東市介護者の会と協議して、年間5回を開催する。 目標値 ・「生き方カフェ」新規参加者 30名	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮ることができること、人としての尊厳を持って暮らすことができるために「医療」「介護」など、様々なことから生じる漠然とした不安を学び合い、語り合うことにより安心へと変え、さらに多くの市民が自分の生き方や旅立ち方を考えることについて理解と意識の醸成を図る。	○「生き方カフェ」3回実施 10/8（金）19人 10/14（木）23人 10/18（月）10人	○「生き方カフェ」～コロナ禍を通して生き方をみつめる～3回実施 10/4（金）25人 10/13（木）27人 10/17（月）15人	→	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、予定していた3回をすべて開催できた。	参加者のうち71.6%が新規参加者であり、多くの人に自分らしい在宅療養看取りについて考えていただくことができた。	生き方や人生の最期の時の在り方について、市民一人一人が自分らしい選択を行えるよう、様々な機会を通して啓発していく必要がある。	長寿福祉課

《1年間の成果と課題》

認知症に対する理解の促進、医療と介護の連携、高齢者虐待防止に関する啓発に取り組みました。今年度においても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催などに影響がありましたが、各種事業について、対策を講じながら活動を進めました。  
認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症カフェについては新たな事業者の開拓を行い、また認知症初期集中支援チームの活動、認知症高齢者事前登録制度などから、認知症の人やその家族への支援の充実に努めます。

《「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題》

高齢者からの相談について、地域包括支援センターや関係機関と連携し、情報共有・対応に努めています。  
今後におきましても高齢者になっても明るく活力ある生活を送ることができるよう、各相談機関と連携を行いながら、相談支援・啓発活動を進めてまいります。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		（商工観光労政課）
	<b>人権・同和教育啓発目標</b>	○企業における人権・同和教育の推進に向けた企業訪問及び事業所人権教育推進協議会活動を推進し、公平公正な採用選考と差別のない明るい職場づくりに向けた啓発等を展開します。	○地域住民への就労支援、なかでも子どもたちへの進路保障は重要な課題です。特に、十里子どもを守り育てる会と栗東市事業所人権教育推進協議会との連携は重要であり、解放合宿に企業が参画することなどにより、進路保障にかかる地域（保護者）の持つ力の掘り起こしを図ることを目標とします。

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課
16	同和問題 (1) (2)	企業への研修講師派遣	企業の社内研修にかかる講師の派遣を通じて、企業の人権意識の高揚を図る。  目標値 ・講師派遣依頼全件対応	市内企業から社内研修の実施にあたって講師派遣の依頼があった場合、企業啓発指導員をはじめ市職員が講師として出向き、研修会を実施する。	依頼企業数社 2社 2回 訪問企業数社 2社 2回	依頼企業数社 3社 3回 訪問企業数社 3社 3回 (12月末時点)	→	企業からの講師派遣依頼には、対応できている。  企業の自発的な社内研修の実施にあたり、企業の実情に応じて支援することができた。	社内研修を実施している企業の数は横ばいである。また、新型コロナウイルスの影響から、集合型の研修開催が困難な企業も多く、それぞれの実情に応じた研修形式の提案と支援の継続が必要である。	商工観光労政課
29	同和問題 (2)	人権啓発スローガンの募集	スローガン募集は定着をみせていることから今後も継続して取り組み、さらに人権意識の高揚を図るために応募企業の増加をめざす。  目標値 ・応募企業数 30社 （令和元年度） ・応募作品数 300点 （令和元年度）	人権が尊重された働きやすい職場環境づくりをめざして、市内企業の従業員に募集を呼びかけている。	募集期間 7/1～9/30  応募企業数 24社 応募作品数 288人 394作品	募集期間 7/1～9/30  応募企業数 28社 応募作品数 300人 422作品	↗	前年度と比較し、応募作品数および応募企業数が増えた。企業および従業員に対し、人権の尊重と啓発が十分に成された。  企業における従業員への人権啓発の一環として、作品応募に取り組んでいただくことができた。	スローガンコンテストへの参加が、社内での人権啓発行動に資することから、社内での活動をより高揚させるとともに、引き続き参加企業数を増やす取り組みが必要。	商工観光労政課
30	同和問題 (2)	啓発広報紙の発行	企業における人権・同和教育・啓発の取り組みが具体的にわかる紙面づくりと広報紙の発行を通して人権意識の高揚を図る。  目標値 ・2回発行/年	人権啓発広報紙の発行 配付先：事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置企業および市民	9月、3月発行  9月 10,000部発行 3月 10,000部発行	9月 10,000部発行  3月にも発行を予定 (12月末時点)	→	事業所人権教育推進協議会との連携により広報誌を発行した。また、事業所人権教育推進協議会の啓発と人権教育に努められた。  事業所での取り組み事例紹介や、事業所人権教育推進協議会の活動を掲載した広報誌を配布することで、広報誌を活用した社内研修や、企業内人権教育の一助となった。また、貸出用DVD等の資料を紹介し情報提供を行った。	紙面づくりに創意工夫を行うとともに、企業内人権啓発において気運醸成されるよう取り組む必要がある。	商工観光労政課
31	同和問題 (2)	企業内同和問題研修会の開催	部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない教育・啓発活動を行う。  目標値 ・6回開催/年	部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない職場環境づくりをめざして、研修会を実施する。  方法：講演会・現地研修会 対象：事業所内公正採用選考・人権啓発担当者	未実施	未実施 (12月末時点)	↘	改正された法律などに対応した研修テーマを設定して研修会を予定していたが、新型コロナウイルスの感染状況から未実施となっている。感染状況を見極めながら、年度内の開催を検討している。  研修会開催には至っていないが、企業からのニーズは一定あり、必要性は明らかとなった。	企業が自発的に人権・同和問題に取り組むためにも、企業のニーズの把握と研修内容の工夫を行い、多くの企業参加を促す必要がある。	商工観光労政課



番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
32	同和問題 (2)	就職困難者への就労支援	「就労」は、市民一人ひとりの経済的自立の重要な手段だけでなく、自己実現や社会参加、生きがいづくりなどにも大きく関わることから、個別課題の整理と関係機関との更なる連携により、就労支援に取り組む。  目標値 ・情報交換会を12回/年開催	「湖南地区就労支援計画」および「栗東市就労支援計画」に定める「働く意欲がありながら就労が困難」な就職困難者に対し、適切な就労支援活動を行う。	相談者数 112人 就労者数 39人（内訳：無就労→就労20人、相談による就労継続19人）  情報交換会 12回開催（内3回書面開催）	相談者数 96人 就労者数 42人（内訳：無就労→就労15人、相談による就労継続27人） （12月末時点）  情報交換会 9回開催 （12月末時点）	→	課窓口での就労相談の他、就労相談連絡会議をはじめ、関係各課・関係機関等と情報を共有するとともに、支援の検討を行った。	就職困難者に関する情報を共有することで、対象者が抱える様々な課題に対応し、連携した支援が実施できた。	相談者は増加傾向にある。また、就職困難者等が抱える要因の多様化に伴い、相談内容が複雑化・長期化するケースが増加している。人材の育成と資質向上が一層求められる。	商工観光労政課
33	同和問題 (2) (4)	企業内同和問題啓発推進企業訪問	部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない職場環境づくり、また、働きやすい職場づくりや公平公正な採用選考、えせ同和行為の排除などをめざした啓発を推進する。  目標値 ・年2回の実施	「人権・同和問題に取り組むことが、いかに企業活動にとってプラスになるのか」に重点を置いて企業訪問を継続する。  実施時期：7月・2月を重点に年間を通じて実施 対象：事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置企業	7月 郵送により実施 企業数：10人以上：270社 9人以下：134社  2月 郵送により実施 企業数：10人以上：270社 9人以下：141社	7月 10人以上事業所は訪問、9人以下事業所は郵送にて実施。 企業数：10人以上：280社 9人以下：135社  2月 実施予定 （12月末時点）	→	3年ぶりに訪問により企業啓発活動を実施することができた。	3年ぶりに訪問による活動を実施し、人権・同和問題への取り組みは企業の社会的責任であり企業活動に不可欠であるということについて、啓発を行えた。	3年間の間に企業の担当者が変更になり、企業内人権・同和問題への取り組みや担当者設置の目的が薄れる企業も見受けられたことから、企業に応じて、よりきめ細やかな啓発活動を心掛ける必要がある。	商工観光労政課

≪1年間の成果と課題≫  
 企業の社会的責任として、人権・同和問題に対する理解は一定浸透しており、熱心に人権研修を実施している企業もある。一方で、企業規模や業種、その他さまざまな事情から企業内における取り組みに温度差があることは否めない。これらを踏まえ、多くの事業所が主体的に企業内人権・同和教育に取り組む土壌づくりにつながるよう取り組みを進めるとともに、栗東市事業所人権教育推進協議会と連携した事業展開を図る。

≪「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題≫  
 十里子どもを守り育てる会と栗東市事業所人権教育推進協議会との連携は大変重要であることから、賛同・参画事業所の増加に努めます。  
 令和4年度の解放合宿は、3つの事業所にお引き受けいただきましたが、新型コロナの感染状況から直前に中止となりました。多くの事業所に参画いただくためには、目的を含めた企業への説明と依頼が不可欠です。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み	(幼児保育課)
	人権・同和教育啓発目標	○人権・同和保育・教育を進めるにあたり、職員自らが部落差別をはじめとするあらゆる人権問題について正しい理解と認識を深め、自らの差別心に気づき、自分の生き方と重ね合いながら、人権・同和問題を自己の課題として捉え、人権感覚を高めていけるよう研修の充実を図ります。 ○栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、豊かな情操を養い、互いの人格を尊重し合える人間関係を醸成するように努めます。 ○人権・同和担当者連絡協議会において、各校園の研修や研究の取り組みについて情報収集や情報交換を行ったり、県外研修を実施したりして、人権・同和保育が充実したものになるように努めます。
	十里地域課題解決のための目標	○十里まちづくり教材化保育構想図を基盤にした保育の展開を図り、生きる力を育み、学習の基盤となる生活習慣の定着と、絵本の読み聞かせの推進、自尊感情を育成します。 ○保護者と園が互いに思いを語り合える関係作りに努めます。 ○人とのつながりを通して、差別を許さず、人権を尊重する感性と仲間関係を豊かに育てていけるように、人権・同和問題の研修や啓発に努め職員の人権意識を高めていきます。 ○保・幼・小・中との連携を図り、人権・同和保育の実践を進め、系統的・継続的な人権・同和保育教育の充実を図ります。

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
13	同和問題 (1) (2)	保育園・幼稚園・幼児園 職員人権・同和問題 研修会	部落差別問題をはじめとするあらゆる人権課題について正しい理解と認識を深めるとともに、保育者の人権意識を高め、資質向上を図る。 目標値 ・研修会の開催 年5回	部落差別問題の現実から学び、自分自身の差別意識と向き合うことで、自分自身の生き方を振り返ったり、保育に活かしていけるよう、市内の職員対象に職員人権・同和問題研修会を開催する。研修会に参加した職員が園内職員人権研修にて啓発をし、職員全体の人権感覚を高める。	・研修計画立案 ・研修内容について同和教育指導員と協議(3回) ・各園人権・同和研修リーダーを対象に研修会実施(5回)	・研修計画立案 ・研修内容について同和教育指導員と協議(1回) ・人権・同和問題職員研修(5回のうち4回実施)	→	・部落差別問題語り合いの研修を3回実施し、各園における職員人権研修に繋がった。 ・人権・同和問題研修 第1回 6/10 第2回 6/15 第3回 6/24 第4回 9/7 第5回 1/17(予定)	・今年度より、公立園だけでなく、法人園にも職員人権研修の参加を呼び掛けた。部落差別問題の語り合いの学び(3回)においては、十里のまちづくりの教材に込められた思いや、当事者の声を聴いてもらうことで、栗東市が大切にしている人権・同和保育の原点を伝えることができた。	・栗東市全園において、十里のまちづくりの教材化の周知に今後も努め、差別を許さない子どもの育成に向けて、人権同和保育の推進を図れるよう、職員の人権意識の高揚に向け、研修を重ねていく必要がある。	幼児保育課
14	同和問題 (1) (2)	家庭支援推進加配・担当者連絡会	人権・同和保育、職員・保護者人権研修、保護者啓発について実践を交流するとともに、協議を行い、各担当事業の推進を図る。 目標値 ・実施回数 年間7回  人権・同和教育担当者連絡会	就学前の家庭支援推進保育士、ひだまりの家就学前教育担当、幼児保育課人権教育担当者で連絡会を開催する。各担当の取り組みの進捗状況を報告し合い、共通の課題や改善策について協議する。また、就学前教育全体として取り組むことの内容を確認し、就学前保育・教育全体への人権・同和保育の推進を図る。  現地研修 校種別研修会(就学前・小・中)	・7回中4回実施  人権・同和教育担当者連絡協議会 実施回数・・3回 第1回 5/18 第2回 7/30 第3回 10/29 第4回 紙面にて	家庭支援推進担当者会議 7回中5回実施  人権・同和担当者連絡会 4回中2回実施	→	・家庭支援推進担当者会議7回中5回実施 (内2回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、書面開催とした) 6回目 1/26(予定) 7回目 3/1(予定) ・人権・同和教育担当者連絡協議会 実施回数 第1回 5/13 第2回 7/27 現地研修 中止 第3回 11/25 第4回 2/20(予定)	・家庭支援推進担当者会議において、それぞれの立場での取り組みの進捗状況を報告する中で、共通の課題や改善策について協議することができた。	・十里まちづくりの教材化に込められた願いを職員がしっかり自分事として受け止め、部落差別問題をはじめとするあらゆる差別解消に向け、継続して就学前における人権・同和教育保育の充実につなげていく。 ・各園において、しんどい家庭や子どもをほっておかない支援が今後も大切である。	幼児保育課
15	同和問題 (1) (2)	人権・同和教育にかかる園訪問	栗東市人権・同和教育基本方針をふまえ、園における人権・同和教育の向上に資するため、園訪問を行う。 目標値 ・対象園において園訪問 1回22園 事後の取り組み報告 1回	全園の人権・同和教育、啓発リーダーが各園で職員人権・同和研修を開催し、同和教育指導員、学校教育課、人権教育課、幼児保育課から指導主事など派遣し、指導助言を行う。	・6月29日より順次実施	・7月5日より順次実施	→	・人権・同和教育にかかる園訪問対象園においては、年1回の訪問を実施した。(新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、2か園は未実施) ・事後訪問 1月～3月に実施予定	・園訪問では、公開保育または職員人権研修に参加し、それぞれの園の取り組み状況や課題に応じた指導助言を十里のまちづくりの教材化をベースに行うことができた。	・人権・同和教育保育に関わる職員の資質向上及び、園内の課題解決に向けての取り組みを今後も継続していく必要がある。	(学 幼 校 教 育 課)
48	子ども (4)	特別支援教育の推進にかかる市の訪問	各園の巡回訪問を行うことにより、園内委員会の充実を図り、特別支援教育推進のための保育・教育力向上につなげ、特別支援教育を充実する。  目標値 ・対象園において園訪問 1回	関係機関(たんぽぽ教室・幼児ことばの教室の職員・発達支援課の巡回支援専門員)とともに訪問し、支援の必要な子どもの把握を行う。 希望園には巡回支援員とともに訪問し、子どもの参観、園内委員会や研修を行う。 園内委員会や保護者との話し合いの進捗状況をきき、方向性の確認を行う。	・特別支援教育にかかる園訪問21園中18園実施	23園中20園実施	→	・対象園において年1回の訪問を実施した。  ・関係機関(たんぽぽ教室の職員・発達支援課の巡回支援委員)と共に訪問し、支援の必要な子どもの把握、園内委員会や保護者との話し合いの進捗状況の確認を行い、就学委員会等で個々の状況の把握・支援につなげることができた。	・年に1回の訪問だけでなく必要に応じて訪問し、園児の様子や園の保育内容について把握する必要がある。	幼児保育課	

《1年間の成果と課題》  
今年度より幼児保育課主催の職員人権研修を栗東市すべての園を対象とし、部落差別が今もある問題であることをまず理解してもらえらる場を設けることができた。日常の保育そのものが、一人ひとりを大事にした人権保育そのものであるということ、そのことが差別を許さない、人を大事にできる子どもの育成に繋がることが今後研修を重ねながら共通理解し、同和保育の実践を進めていく。

《「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題》  
十里同和教育担当者会議において、部落差別がある中での実態的課題解決に向け、園の職員が訪宅を中心に保護者と部落差別問題等の思いを語り合える関係づくりをまず大切にするを共通理解し情報交換を行った。就学前において身につけておきたい基本的な生活習慣の定着の必要性、自尊感情の育成などにおいても保護者と話し込めるよう職員の意識の向上及び、関係機関との連携をしながら支援していく。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		（子育て応援課）
	人権・同和教育啓発目標	○DV相談、子どもへの虐待防止、また、ひとり親家庭への支援について、特に女性や子どもを人権侵害から守るために関係機関との密接な連携を図ります。	
	十里地域課題解決のための目標	○教育実態調査の結果から見てきた地域課題のうち、「子どもの自尊感情を高めるための保護者との関わり」について、家庭児童相談室が大宝西学区の校園をはじめとする関係機関と連携を図りながら、適切な支援に努めます。また、「保護者が子どもとじっくり関わることができるための体制や支援」のうち、ひとり親家庭への支援については、母子・父子自立支援員が中心となり相談対応を行います。併せて、子育て支援事業「つどいの広場」をひだまりの家で開催し、地域総合センターの周知を図るとともに、ひだまりの家と地域子育て支援センター、児童館との連携を図り、地域の子育て支援に努めます。そして、保護者や子ども同士のつながりを深め、地域で安心して子育てできる仲間づくりに取り組みます。	

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
43	女性 (4)	母子生活支援施設入所措置事業	DV被害者に対してDV相談を行う。DVなどにより、施設入所措置が必要になった母子に対して、保護と自立に向けた支援を実施する。  目標値 ・施設入所措置を要する母子に全対応	DV相談により、相談者の安全確保や避難等の助言・支援を行う。保護が必要になった母子家庭等の母と子を施設入所措置し心身及び生活基盤を安定させるための相談・助言を進めながら、自立に向けた支援を行う。	施設措置件数 1件  施設保護を必要と認めた件数 1件  DV相談支援件数 217件(延べ)	施設措置件数 2件(うち1件は継続)  施設保護を必要と認めた件数 1件  DV相談支援件数 182件(延べ)(R4.12.31現在)	→	DV相談により、相談者の安全確保や避難等の助言・支援を行った。また、保護が必要となった母と子を施設入所措置し心身及び生活基盤を安定させるための支援を行った。	当事者の安全確保を最優先として、婦人相談所等の関係機関との連携を図りながら、相談対応・入所準備等を行い、相談者の自立に向けて支援した。	DV相談にかかる対応については、相談者が傾聴のみを求めているのか、一歩踏み込んだ支援を求めているのかの判断が難しく、事実関係の確認や相談者との信頼関係を構築しながら、専門的知識に基づき相談に応じることが必要である。	子育て応援課
44	子ども (1)	要保護児童対策事業	要保護・要支援児童に関わる関係職員の情報共有を図り、事案に対しては適切に対応する。  目標値 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催 12回/年	各関係機関が連携し、情報の共有化を図ることで、それぞれの機関が同一の認識のもとで支援を行う。子育ての不安やストレス、親子関係などの諸問題に対し、保護者が安心感をもてる環境を提供しながら、関係職員による対応・支援などを行う。	実務者会議の開催回数 12回 (内文書配布によるもの6回)  相談件数(実数) 925件 (内、虐待相談件数382件)	実務者会議の開催回数 9回  相談件数(実数) 876件(R4.11.30現在) (内、虐待相談件数378件)	→	虐待が確認される、またその疑いがある事案に対して早急な対応が求められるなか、通常では安否確認ができない場合などは、滋賀県中央子ども家庭センターや草津警察署と連携し臨場して安否確認を行うなど、関係機関との連携のもとに、適切な対応を図ることができた。	滋賀県中央子ども家庭相談センターや草津警察署、小中高等学校、保育園や幼稚園といった関係機関および関係部署との連携のもとに対象児童の情報を共有し、個々の状況に応じた支援を行った。また、緊急事態時にも関係機関連携のもと適切に対応できた。	滋賀県中央子ども家庭相談センター等の関係機関と密に連携しているが、面談や訪問の拒否などにより、確実な現状把握には限界がある。このような家庭に対して、いかに対応していくかが課題である。また連携や関係機関が多くあり、細かく情報共有はしているが、支援に関しての温度差もある。	子育て応援課
追加 10	子ども (5)	母子福祉推進事業	母子・父子自立支援員を配置し、子育てに対する負担や不安を抱える、ひとり親家庭に対して相談業務を行う。  目標値 ・相談に対する全対応	ひとり親家庭が抱える生活・子育て・就労等の相談に応じ、各関係機関とも連携を図りながら、諸問題の解決のための助言や自立に必要な求職活動等に関する情報提供・支援を行う。	相談人数 160人(令和4年3月末現在)	相談人数 83人(R4.12.31現在)	→	子育てに対する負担や不安を持つひとり親家庭に対して、個々の家庭状況に応じた相談対応を図ることができた。	ひとり親家庭に対する支援は、就労、子育て及び精神的な支えなど多岐に亘るが、それぞれの内容をよく聞き取り、相談者個々の状況に応じた支援を行った。	滋賀県ひとり親家庭福祉推進員や母子福祉のぞみ会と連携しながらさまざまな支援を行ったが、ひとり親家庭等が抱えるそれぞれの悩みや課題については多岐にわたることから、総合的・包括的に相談に応じることが必要である。	子育て応援課

**《1年間の成果と課題》**  
DV相談に係る対応について、女性相談員を配置し、相談対応や関係機関との連携を行ってきました。また、児童虐待への対応については、関係機関が連携を強化する中で、適切に対応してきました。しかし、虐待は家庭内で発生することから、早期の発見が難しく、特に心理的虐待や育児放棄については、保護者にとってそれが「虐待」にあたるとの認識が不足している場合があり、啓発や二度と虐待を起こさないよう対応後の指導が課題となっています。また、今後もひとり親家庭は増加傾向にあると考えられ、ひとり親家庭への支援については、子育てや就労、地域社会とのつながりなど、切れ目なく継続した支援をどのように行っていくかなども課題となってきます。

**《「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題》**  
DVや児童虐待が疑われる事案について、関係機関や部署と連携した中で対応を図りました。今後も見守りが必要となりますので、子育て支援に関する相談を含め、引き続き関係機関と連携し対応しています。また、ひとり親家庭への支援については、母子・父子自立支援員が中心となり相談対応を行うとともに、必要な公的支援に係る情報提供を行っています。11月に子育て支援事業「つどいの広場」をひだまりの家で開催しました。ひだまりの家と地域子育て支援センター、児童館との連携を図り、地域の子育て支援に努めています。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		<b>（発達支援課）</b>
	<b>人権・同和教育啓発目標</b>	○発達障がいを抱える子どもと家族を支える支援を実現するため、保育・教育現場と関係機関の協働により、福祉の仕組みや制度を活用し、早期発見・早期支援が行えるよう連携を図ります。 ○学齢期以降で発達特性により就労・社会生活の中で困り感を持つ人に対して、関係機関と連携した支援を行い社会参加の一助となれるよう取り組んでいきます。	
		<b>十里地域課題解決のための目標</b>	○学力や生活等の実態において、その背景に発達課題、その疑いがある場合については、本人や家族、支援者に対して課題に応じた支援が進むよう関係機関と共有しながら相談支援を進めます。

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
46	4-3 子ども (4)	研修・啓発活動の実施	発達障がい児及び家族への理解に向けて、研修・啓発活動を展開する。  目標値 ・研修派遣：20回	校園や各種市民団体などが主催する研修会へ、講師を派遣する。 ・期間：随時（要調整） ・対象：市内の校園・各種市民団体	・派遣回数：9回  特別支援教育コーディネーター会議 治田西学区民児協研修会 教育研究所夏季講座 校内研修会 児童館職員研修会 学童指導員研修会	・派遣回数：15回 特別支援教育コーディネーター会議 3回 民生児童委員研修会 2回 主任児童委員研修会 校内研修会 2回 教育研究所夏季研修講座 児童館職員研修会 スキルアップ研修 5回	→	コロナ禍の影響はあったが、校園や市民団体への講師派遣による啓発活動や研修会の開催を行うことができた。	校園や市民団体から、子どもとの関わりにおいて、発達障がいへの理解を深めたいという思いからの依頼や発達検査、相談状況から、発達障がいへの認知の高まりが感じられる。	発達障がいへの理解を深め、適した支援に繋がるよう、啓発活動を継続して行う必要がある。	発達支援課
47	4-3 子ども (4)	市内園への巡回支援の実施	発達障がい及びその疑いのある子どもの発達保障に向けて、巡回支援を行う。  目標値 ①要請訪問：60回 ②発達相談：260回／年 ③要請派遣：80回／年 ④学童巡回支援：20回／年	①園の要請に応じて訪問し、支援力の向上に向けた助言や相談（要請訪問） ②保護者の依頼に応じた個別の相談・検査（発達相談／発達検査を含む） ③校園・児童館等から要請を受けて訪問、ケース会議への派遣（要請派遣：アドバイザー） ④学童保育所、児童館の要請に応じて訪問し、支援力の向上に向けた助言や相談	①要請訪問：58回 ②発達相談：1,021回 発達検査：379回 ③要請派遣：114回 ④学童巡回支援：21回	①要請訪問：51回 ②発達相談：811回 発達検査：299回 ③要請派遣：84回 ④学童・児童館巡回支援：28回	↑	校園、学童、児童館の要請に応じ、園や学童保育所、児童館への訪問や発達相談、検査を実施しながら、支援関係や保護者に対する支援を行った。	要請訪問により、児童の観察や発達検査を通して、個々に応じた支援の方法や子育ての助言を行うことができた。	増加傾向にある発達検査や相談の依頼に対応するために、支援関係者との連携を図りながら支援を進めていくこと、また、検査や相談を迅速かつ確実に実施する必要がある。	発達支援課
50	4-3 子ども (4) (5)	療育指導・保護者交流の場の設定	①心身の発達の遅れや将来において支援の必要性が考えられる就学前の子どもと保護者への発達についての支援を行う。 目標値 ・たんぼぼ教室支援対象者数（年間受入総数）：70人／年  ②たんぼぼ教室に入園を希望する発達に不安のある子どもと家族の支援を行う。 目標値 ・ぼかぼか広場支援対象者数（年間受入総数）：100人／年	①一人につき週1～2回の療育指導「たんぼぼ教室」を実施 ・対象者：障がい福祉サービス受給者証通所受給者証を有する方 ・期間：療育支援計画に基づく日  ②親子の活動の機会と相互交流の機会[ぼかぼか広場]を実施 ・対象者：たんぼぼ教室利用予定者、並びに子の発達に不安がある方 ・期間：毎月2回 ※教室実施日数により変動有	①たんぼぼ教室支援対象者受入人数：76人 延利用児童数：2,111人 延開催回数：208回  ②ぼかぼか広場 受入人数：29人 延利用児童数：136人 延開催回数：20回	①たんぼぼ教室支援対象者受入人数：78人 延利用児童数：1512人 延開催回数：156回  ②ぼかぼか広場 受入人数：19人 延利用児童数：119人 延開催回数：16回	→	コロナ禍において、保護者の理解や協力を得ながら、感染対策に努め、活動内容を工夫しながら実施することができた。	個別の療育支援計画を作成し、個々に応じた療育指導を行うとともに、保護者に対しては子どもの発達の理解、家庭での関わりの助言、子育ての不安を軽減するための支援を行うことができた。	たんぼぼ教室では、基本的な生活習慣から発達を捉え支援していくことから、教室での指導だけでなく、家庭や園、支援関係機関との共通理解を得ながら、支援を進めていく必要がある。	発達支援課

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課
51	4-3 子ども (4) (5)	幼児ことばの教室 通室指導の実施	「聞こえ」や「ことば」、コミュニケーションに課題を抱える子どもの発達保障と保護者支援を行う。  目標値 ・教室支援対象者数 (年間受入総数)：100人/年	通級教室を開催する。 ・対象者：「聞こえ」や「ことば」、コミュニケーションに課題を抱える子どもと保護者(要申請)への支援 ・期日：個別支援計画に基づく日	教室支援対象者 受入人数 79人	教室支援対象者 受入人数 77人	→  コロナ禍において、保護者の理解や協力を得ながら、感染対策に努め、活動内容を工夫しながら実施することができた。また、教育相談、支援相談を実施し、保護者に支援に関する助言を行い、不安軽減に努めた。	個別の指導計画に基づき、個々に応じた指導を行うとともに、保護者に対しては、指導内容の説明、子どもの発達への理解、家庭での関わり等の助言等の支援を行うことができた。また、園との連絡会を行い、情報交換や支援の共有を行った。	指導において、コミュニケーションから人との関わりを楽しめるよう、支援の充実が必要である。また、教室での指導が、園や家庭においても繋がるよう、園、保護者との連携を図っていく必要がある。	発達支援課
52	4-3 子ども (4) (5)	発達相談の実施	発達障がい及びその疑いのある子どもの発達保障に向けて、発達支援事業を推進する。  目標値 ・新規支援対象者数： 150事例/年	発達評価と支援に関わる相談を実施する。 ・期間：月～金 開室時間随時 ・対象：本人・家族など ※電話・来室・学校での相談も可	・新規支援対象者 242件 (内訳) 就学前 110件 小・中学校 89件 中卒以上 43件	・新規支援対象者 224件 (内訳) 就学前 102件 小・中学校 92件 中卒以上 30件	↗  発達相談事業について、検査や相談等による支援を行うことができた。保護者から直接、相談依頼されるケースもあることから、発達障がいへの認知の高まりが感じられる。	発達相談事業については、年々件数が増加している状況である中、個々の課題に応じて、関係機関と連携しながら助言や相談等を行うことができた。	発達相談件数の増加とともに、背景の要因が複雑化しているため、多岐にわたる関係機関との連携が必要である。	発達支援課
66	4-5 障がいの ある人 (2)	特別支援教育推進 に向けた支援の取 り組み	発達障がい及びその疑いのある子どもの発達保障に向けて、特別支援教育の推進に向けた支援を実施する。  目標値 ①ケース会議への職員派遣： 50回/年 ②行動観察などの学校訪問： 50回/年	①学校で開催されるケース会議に職員を派遣  ②行動観察により、支援状況の確認。また、個別の教育支援計画の評価・改善、学校での支援方法、保護者への助言方法についてコンサルテーション。	①ケース会議への職員派遣 177回  ②行動観察などの学校訪問 170回	①ケース会議への職員派遣 78回  ②行動観察などの学校訪問 147回	↘  昨年度と比較すると、ケース会議への参加の要請は減少したが、必要に応じて実施できた。ケース会議に参加した場合は重篤化、複雑化したケースであることが多く、校園を関係機関へ繋ぐという役割を担うことができた。行動観察などの学校訪問は、昨年度12月末時点においては昨年度通り実施できた。	学校等での集団生活の中での不適應を示している児童や就学について、専門職の立場から、助言や相談を行うことができた。	専門的な立場から助言や相談等を継続的に行っていくことや学校との連携をより一層深める必要がある。	発達支援課

《1年間の成果と課題》

発達障がいを抱える子どもと家族を支えるため保育・教育現場との連携を図ることや福祉の仕組みや制度を活用することで、早期発見・早期支援へと繋がるよう、関係機関との連携を図りました。また、学齢期以降については、発達特性により就労・社会生活の中で困り感を持つ人に対して、関係機関と連携した支援を行い、社会参加の一助となることができました。今後におきましても、発達障がいを抱える人や家族への支援に向けて、関係機関との連携により取り組むことが重要です。

《「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題》

学力や生活等の実態において、その背景に発達課題、その疑いがある場合については支援が進むよう関係機関と共有しながら相談支援を進めました。今後におきましても、関係機関と連携し、早期発見・早期支援に取り組める体制を継続していくことが必要です。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		（学校教育課）
	人権・同和教育啓発目標	○人権・同和教育を進めるにあたって、教職員自らが人権・同和問題について正しい理解と認識を深め、自らの差別性に気づき、生き方と重ねながら、人権・同和問題を自己の課題として捉え、差別解消に向けて人としての感性を磨く研修に努めます。また、差別をなくそうとする児童生徒の育成を目指し、主体的に学ぼうとする教職員の研修活動の充実を図ります。 ○人権・同和教育担当者連絡協議会において、各校園の研修や研究の取組について情報収集や情報交換を行ったり、県外研修を実施したりして、「十里まちづくり学習」や「部落史学習」がより充実したものになるように努めます。 ○人権教育課と連携し、PTAを中心に啓発研修活動の更なる充実に努め、小学校区・中学校区の人権教育地域ネット協議会や学区運営委員会の事業推進を支援します。	○子どもたちの将来を見据え、進路選択の幅が広がる学力保障を目指し、「くりちゃんチャレンジ」を中心として学習習慣の確立と基礎的な学力の定着に努めます。また、学校や地域・家庭において「栗東子育て教育Nextプロジェクト」に取組み、子どもたちの自尊感情や社会性を高め、互いに認め合えるような態度を育成します。 ○「主体的・対話的で深い学び」を実践することにより、一人ひとりの多様性が認められるとともに、「安心して学べる仲間づくり」を基盤とした学級経営に努めます。 ○保・幼・小・中・県立学校（高・聾話）との連携を図り、「十里まちづくり学習」や「部落史学習」の実践を進め、系統的・継続的な人権・同和教育の充実に努めます。

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
17	同和問題 (1) (2)	人権・同和教育に関わる学校訪問	栗東市内全校へ人権・同和教育にかかる訪問を実施し、各校の取り組みについて指導助言することにより、教職員の意識と取り組みの質の向上を図る。  目標値 ・対象校において学校訪問1回、事後の取り組み報告1回	直接各校へ訪問し、担当者から例年の取り組みと今年度の取り組みを聞き取る機会（学校訪問）を実施する。この時、指導主事および同和教育指導員を複数派遣することにより、学習・保育や研修の内容について指導内容や教職員と子どもたちとのかわり方などを具体的に指導助言する。	学校訪問実施校園 対象校園…12校、21園  緊急事態宣言中は、校園訪問を中止し、各校園での研修等の実施報告に代替した。その他の校園については、訪問を実施した。事後訪問については、コロナ感染症拡大防止のため、書面報告に代替した。	学校訪問実施校園 対象校…12校、22園 ※7/5より開始。 ※12/19に終了する予定だったが、コロナの影響で延期となり、現在34校園中32校園で終了。2園は事後訪問と兼ねる予定。  事後訪問…1/10～3/8の間で実施。 対象校…12校、22園	→	学校訪問実施校園 対象校園…12校、22園  コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、延期、規模縮小などはあったものの、おおむね予定通りの実施ができた。  事後訪問については、1月からの実施（未実施）。	今年度は学習参観、保育参観が少しずつ実施可能となってきたため、多くの校園で参観からの授業保育研究会を実施することができた。教職員の研修も重要ではあるが、授業後に研究会をすると内容がより子どもに焦点化されるため、充実した話し合いができた。	教職員が、部落差別問題を自分事として捉え、理解したうえで、普段から子どもと向き合ったり、人権・同和教育を進めたりすることが重要である。そうすることで、子どもたちが差別をなくせるような行動がとれるような意識付けをできる。このような教職員の意識改善が課題である。	（幼）学 児校 保教育 課
18	同和問題 (1) (2)	人権・同和教育担当者会	学校園における心の教育や仲間づくり、進路保障の取り組みなどについて交流し、部落差別をはじめとする様々な差別解消に向け行動できるような教職員の質を高めて、児童生徒の育成を図る。  目標値 ・人権・同和教育担当者会開催数 4回	人権・同和教育担当者会の取り組み ・県人権教育推進にかかる市町訪問の受け入れ (年1回) ・現地研修の実施(年1回) ・校種別研修会の開催(就学前・小・中) ・各種部会の開催(随時) ・十里まちづくり学習を基盤にした同和教育の意義や取り組み方の共通理解 ・「差別をなくす」取組の推進啓発	第1回は、一年ぶりに集合会を実施した。 第2回の現地研修については、ひだまりの家に、京都・崇仁地区より講師を招聘し、講演していただいた。 第3回は人権・同和教育における人権学習を見直すべく実施した。 第4回は、コロナ感染症拡大防止のため、書面開催となった。	人権・同和教育担当者連絡協議会実施回数…4回 ※第2回の現地研修はコロナウイルス感染症拡大防止の観点からやむなく中止。  実施計画 第1回 5/13（実施済み） 第2回 7/27（中止） 第3回 11/25（実施済み） 第4回 2/20（未実施）	→	第2回の現地研修を兼ねた連絡協議会の実施ができなかった。そのほかについては予定通りの実施ができた（第4回未実施）。 第3回は、保幼小中高の連携の向上を図るため、全校種の交流を中心としたグループワークを実施した。	栗東市の人権・同和教育の方向性として、就学前から一貫した意識で取り組むことが求められている。その先駆けとして、第3回は保幼小中高の交流を中心としたグループワークを実施した。異校種で交流する機会は少ないことから、今回の研修は有意義であったと考えられる。	コロナウイルス感染症の影響から、現地研修が3年連続して栗東市外で実施できていない。「差別に学ぶ」ことから、より人権・同和教育を深めるためにも、次年度は実施できるように工夫して臨みたい。	（幼）学 児校 保教育 課
45	子ども (3)	いじめ防止対策事業	栗東市いじめ防止基本方針に則り、いじめ防止対策を実現する。 目標値：いじめ等対策参事員による学校訪問24回	栗東市いじめ防止基本方針を策定し、各校でのいじめ防止等への取組や保護者、地域への啓発を進める。 いじめ等対策参事員による学校訪問で、各校のいじめ防止等への取組の進捗を確認する。	市内各小中学校に年間2回いじめ等対策参事員による学校訪問を実施した。各校のいじめ防止基本方針の見直しについては、校長会、生徒指導主事主任会のなかで依頼し、各学校の取り組み状況を確認した。	市内各小中学校に年間2回の学校訪問を予定している。訪問のなかで、いじめへの対応、いじめ防止基本方針の見直し、各学校の未然防止の取り組みについて確認する。今年度は5月末から第1回目の訪問を実施中6月15日の段階で10校実施済	→	市内各小中学校に年間2回指導主事による学校訪問を実施した。	いじめの問題は生徒指導上の問題だけでなく、人権問題であるとの意識付けを再確認し、いつ、どこで、誰にでも起こりうることであり、感性を磨くことの大切さを周知できた。	いじめの問題については、子どもたちの変容に気づけるか、子どもたちが相談しやすい関係性が築けているかが大切であり、また、組織的な対応ができる体制であるかを再度各校への意識付けをしていかなければならない。	学校 教育 課
49	子ども (4)	特別支援教育（訪問）	通常学級の巡回相談や特別支援学級の計画訪問などを行うことにより、栗東市立小中学校の特別支援教育を充実する。  目標値 ・各校巡回相談 2回（年間） ・各校特別支援学級訪問 1回（年間）	巡回相談、特別支援学級訪問を実施し、子どもたちへのよりよい支援について指導助言を行う。	通常学級の巡回相談は、計画通りに24回すべて終了している。それぞれの学校において、子どもたちへの具体的な支援の方法や授業の進め方などへの指導助言を行った。また、特別支援学級の計画訪問についても、計画通り12回すべて終了した。	市内各小中学校に年間2回の学校訪問を予定している。12月1日の段階で、2回目の訪問を8校実施済みである。困り感のある児童生徒に対して、具体的な支援方法、授業での配慮や工夫などの指導助言を行っている。特別支援学級の計画訪問についても全て実施済みである。	→	通常学級への巡回相談、特別支援学級への計画訪問は計画通り実施できた。	巡回相談では、通常学級に在籍する特別な支援を要する子どもたちへの支援策についての指導助言を行うことができた。 計画訪問では、特別支援学級に在籍している子どもたちの指導状況を確認し、今後の支援方針等についての助言ができた。	年々対象となる子どもが増加しており、個別の相談等について、十分な時間が確保できないだけでなく、支援方針等が学校で十分に検討できる時間の確保をしていかなければならない。特別支援学級の計画訪問を夏休業までに終え、その後、必要に応じて相談できるような仕組みが必要である。	学校 教育 課

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
67	障がいの ある人 (2)	特別支援教育（相談）	<p>早期からの教育相談・就学相談（支援）を充実する。</p> <p>目標値 ・就学相談会 3回 ・就学支援委員会 4回</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期（6月中旬頃）から就学相談を始める。</li> <li>・保護者のニーズに応じ、特別支援学校・特別支援学級などの体験や見学の支援を行う。</li> </ul>	<p>予定通り、就学相談会3回、就学支援委員会4回は実施済み。障がいのある児童生徒に適した学習の場や支援方法について検討し、答申を出した。そのほかにも臨時的就学支援委員会を4回実施し、適切な就学支援を行った。</p>	<p>就学相談会3回と就学支援委員会4回を9月中には実施できた。各校対象児童の就学先に対して、委員とともに検討し、今後の方向性を各校園へ報告している。</p>	→	<p>早い時期から、就学相談を実施することができた。就学支援委員会についてはコロナ禍ではあったが、予定通りの開催ができた。</p>	<p>早く相談会等を進めることで、保護者や本人が就学について、体験や参観をすることで、じっくりと進学先について検討することができた。</p>	<p>就学支援の実施時期を早める計画が定着しつつあり、校園での資料準備期間や、委員会で使用する資料作成方法などについて試行錯誤が必要である。</p>	学校教育課

《1年間の成果と課題》

○コロナ禍前に少しずつ状況が回復してきたこともあり、人権・同和教育について、教職員自らが正しい理解と認識を深め、自己の課題として捉え、差別解消に向けて人としての感性を磨き、差別をなくせる子どもの育成のための研修の充実を図る時間の確保ができるようになってきた。この3年間で変化した環境の変化を注視しながら、今後の研修内容を精査していくことが求められる。

○「十里まちづくり学習」がつくられた当時の思いを考え共感し、子どもたちに何を伝えるかを教師集団で共通理解し、より充実した学習になるようにしていかなければならない。

《「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題》

○子どもたちの将来を見据え、進路選択の幅が広がる学力保障を目指し、学習習慣の確立と基礎的な学力の定着に努め、また、直接対話をする事の大切さや、人と人の関係性を築くことの大切さを指導していかなければならない。

○差別をしない子どもを育てるのではなく、差別をなくせる子どもを育てていけるためにどのような取り組みが必要で、どのように実行していくか共通理解していかなければならない。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		（生涯学習課）
	<b>人権・同和教育啓発目標</b>	○部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を図り、「一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまち」の実現のため、「第五次輝く未来計画」に基づき、『一人ひとりがまず一歩！差別を「なくす」行動を！』として歩みだせるよう、住民参画の学習機会を取り入れ、あらゆる差別の解消に向けて、人権・同和教育の啓発を推進します。	○各コミュニティセンターや地域振興協議会との共催による、「栗東市人権教育地域ネット協議会・学区運営委員会」の研修会の開催など人権・同和教育の学習機会の提供により、幅広い年代の方々への啓発と実践活動に努めます。 ○青年層については、市内在住在勤青年を対象とした研修や解放文化祭などの行事に参加することなどを通して、人権意識を高めます。
	<b>十里地域課題解決のための目標</b>		

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課
27	同和問題 (1) (2)	人権・同和教育巡回講座	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決とあらゆる差別の解消に向けて、市民の人権に対する意識を高めるとともに主体的に取り組める人材の育成を図る。  目標値 ・巡回講座の開催 各学区年1回	各コミュニティセンターや小学校を会場に各地域振興協議会、人権教育地域ネット協議会などの協力を得て、市民を対象に巡回講座を開催する。	【葉山学区】 10月28日（木）参加者22人 講師：「にじっこ」代表・「虹の学び舎」代表 林ともこさん  【葉山東学区】 11月20日（土）参加者71人 講師：青少年支援ハウス「輝」所長 立岡勇一さん  【治田東学区】 10月8日予定→研修会中止 ・啓発ポットティッシュの配布  【治田西学区】 2月2日予定→研修会中止  【金勝学区】 12月17日（金）参加者72人 講師：手話ソングライター yokkoさん  【治田学区】 10月23日予定→研修会中止 ・研修資料の配付  【大宝・大宝東学区】 11月21日（日）参加者約500人 講師：手話ソングライター yokkoさん  【大宝西学区】 12月11日（土）参加者59人 講師：草津市人権同和講師団 高木 洋司さん	【治田学区】 10月1日（土）参加者87人 講師：手話ソングライター yokkoさん  【大宝学区】 10月28日（金）参加者88人 講師：LGBT講演家 藤原直さん 11月4日（木）参加者22人 講師：日本アトラー心理学者 西尾英子さん  【大宝・大宝東学区】 11月20日（日）参加者約500人 講師：手話ソングライター yokkoさん →雨天中止 運営委員会による読み聞かせ→雨天中止 啓発物、後日配布 ペットボトルツリー点灯 150本  【葉山学区】 11月1日（火）参加者96人 講師：手話ソングライター yokkoさん  【治田西学区】 11月2日（水）参加者21人 講師：早稲田大学教育学部心理学専修非常勤講師、奈良県教育（前ページよりの続き）委員会 スクールカウンセラー 小西好彦さん  （次ページに続く）	→	1学区のみ天候により実施できませんでしたが、啓発物を配布しました。その他の学区は、感染症対策を行いながら研修会を開催しました。  地域振興協議会をはじめ保・幼・小のPTA、保育士、教師また児童が一堂に参加し、人権問題の解決に向けての意識向上が図れました。 人権コンサートについては、心温まる美しい歌声とともに手話を学び、人とふれ合うことの大切さやちがいを認めることについて考えることができました。	今後も感染症対策を行いながら、多くの地域の方に参加していただき、学区全体に学びの輪が広がるような研修会を検討する必要があります。	生涯学習課



番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績 （2021年度）	実績 （2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
27	同和問題 (1) (2)	人権・同和教育巡回講座	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決とあらゆる差別の解消に向けて、市民の人権に対する意識を高めるとともに主体的に取り組める人材の育成を図る。  目標値 ・巡回講座の開催 各学区年1回	各コミュニティセンターや小学校を会場に各地域振興協議会、人権教育地域ネットワーク協議会などの協力を得て、市民を対象に巡回講座を開催する。	(前ページに記載)	(前ページよりの続き)  【治田東学区】 11月5日(土) 参加者21人 講師: 元武佐子ども園長、近江八幡市教育委員 安倍映子さん  【葉山東学区】 11月19日(土) 参加者約60人 講師: 書籍「あーちゃんの虹」著者、NPO法人「好きと生きる」理事 林ともこさん  【金勝学区】 12月9日(金) 参加者70人 講師: 高校教員、トランスジェンダー生徒交流会世話人 土肥いつきさん  【大宝西学区】 12月10日(土) 参加者44人 講師: 大宝西小学校 井上 裕司教諭	(前ページに記載)	(前ページに記載)	(前ページに記載)	生涯学習課	
87	さまざまな人権問題 (1)	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生を図るため、全国的な運動により理解を深める。  目標値 ・研修会の開催 各コミセン年1回	犯罪や非行をした人たちを支え、地域社会の理解を得られるよう啓発を行い、7月の社会を明るくする運動実施期間を中心に研修会を実施する。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の内容となる。 ○社会を明るくする運動推進委員会研修会 書面議決にて承認。 ○総理大臣メッセージ伝達式 7月1日(月) →関係者のみ参加 ○駅前・大型量販店前での啓発活動 7月1日(月) →中止 ○例年7月の社明月間を中心に、更生保護団体や各種団体・地域住民参加による研修会を各コミセンで実施しているが、感染対策を講じながら実施されたところもあるが、中止されたところもある。 ○年末社明研修会(実績報告) (12/10) 街頭啓発 →中止	○社会を明るくする運動推進委員会研修会 6月17日(金) 28人 ○総理大臣メッセージ伝達式 7月1日(月) 関係者のみ参加 ○駅前・大型量販店前での啓発活動 7月1日(月) ○例年7月の社明月間を中心に、更生保護団体や各種団体・地域住民参加による研修会を各コミセンで実施し、延べ602人の参加を得た。 ○年末社明研修会(実績報告) 及び街頭啓発の実施(12/9)	→	各構成団体による研修会においては、地域の青少年の現状などを中心としたテーマで構成され、子ども達の現状とそれぞれの立場での取り組みなど共通理解することができました。	警察署や少年センター、小中学校長などの方からの講話を聞く中で、犯罪や非行を犯した人たちの思いや、その人達を支えるために何ができるのかを考える機会を得ることができました。	青少年の取り巻く環境は、SNSの普及をはじめ、急激な変化の中で大変厳しい状況です。コロナ禍において孤立しがちであり、青少年を加害者にも被害者にもさせないためにも、地域全体で支え合うまちづくりを目指していく必要があります。	生涯学習課

≪1年間の成果と課題≫  
 新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、予定通り実施・活動することができました。人と人のつながりから地域へのつながりへと広げていく息の長い活動を展開することが必要です。

≪「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題≫  
 人権・同和問題巡回講座については、感染症対策を講じながら実施することができ、差別解消に向けての意識向上が図れました。また、部落解放青年集会については、文化祭が一部縮小したため昨年同様参加できない状況でしたが、年度末に青年層の交流を図るため視察研修の実施を予定しています。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		（図書館）
	人権・同和教育啓発目標	○同和問題を中心とする人権問題関係図書を収集し、積極的に提供することで市民の学習を支援します。 ○人権週間に「人権に関する図書コーナー」を設置し、同和問題を中心とする人権関係図書を展示し、人権啓発を行います。	
	十里地域課題解決のための目標	○ひだまりの家図書コーナー「ゆめのくに」充実に向けて情報提供を行います。	

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課
28	同和問題 (1) (2)	人権図書の収集と貸出し	同和問題を中心としながらさまざまな人権・同和問題を扱う図書を収集・貸出し、人権意識を高め、人権感覚を磨く。	人権関係図書は、分類された指定の書架に固定しておくのではなく、展示コーナーを工夫し、人権週間など適宜人権に関わる図書を展示する。 ひだまりの家「ゆめのくに」へ情報提供を行ない、読み聞かせ推進のための連携を実施する。	人権に関する図書の収集 ひだまりの家へ新刊情報を毎週提供 「発達障がいってなんだろう」啓発図書展示4/2～4/11 「アフターコロナウイズコロナ」コロナ差別防止啓発展示4/14～4/30・8/13～8/29 手話言語条例、情報コミュニケーション条例啓発展示6/4～6/30 人権週間図書展示12/1～12/12	人権に関する図書の収集 ひだまりの家へ新刊情報を毎週提供 「発達障がいってなんだろう」啓発図書展示3/24～4/24 同和問題啓発強調月間展示9/1～9/30 人権週間展示11/16～12/11	→	人権啓発に合わせた展示を実施することで、市民に人権問題を考える機会を提供することが出来た。 また、「ゆめのくに」との情報交換、新刊情報提供が実施出来た。	担当課と連携して展示を実施することで、より人権問題に興味を持ってもらえる展示が出来た。	図書館
56	高齢者 (2)	高齢者の読書環境整備と社会活動参画	高齢者の社会活動と生涯学習を支援する。	大活字本やCDブックの収集と貸出し、老眼鏡・ルーペの館内貸出をする。 自主的にボランティア活動ができる機会を提供する。 図書館活動に参加できる事業を実施する。	ボランティア活動機会の提供（定期活動月4回）18名 ボランティア養成講座（全2回）の実施 大活字本 38冊購入	ボランティア活動機会の提供（定期活動月4回）21名 ボランティア養成講座（全2回）の実施 大活字本 37冊購入	→	ボランティア活動の機会提供により高齢者の社会活動の推進を図り、読書環境の充実に努めた。	要望の多い大活字本を収集することが出来た。また、コロナ感染防止に十分配慮し、図書館活動に参加できる場を提供することが出来た。	図書館
72	障がいのある人 (3)	図書館利用に困難な人への読書環境整備	図書や情報をあらゆる形態で提供できる体制を作る。	音訳ボランティアの養成及び技術向上のための講座を開催する。 録音図書の作成や貸出し、対面朗読を実施する。 来館困難な人に対しては、郵送・宅配を行う。	対面朗読（18回）2名 録音図書（デージー図書）作成 2タイトル 郵送宅配（視覚障がい）サービス（19回）5名 郵送宅配（肢体不自由等来館困難）サービス（13回）2名 録音図書の貸出数 デージー図書374点 テープ図書 47点 音訳ボランティア養成講座（中級）全6回（15名）	対面朗読（18回）1名 郵送宅配（視覚障がい）サービス（21回）6名 郵送宅配（肢体不自由等来館困難）サービス（7回）2名 録音図書の貸出数 デージー図書311点 音訳ボランティア養成講座（初級）全6回（4名）	→	障がい者サービスに不可欠なボランティアの育成に取り組むことが出来た。	初級音訳ボランティア養成講座を開催し、新規メンバー加入により、ボランティア増員を図ることが出来た。	図書館
79	外国人 (2)	利用目的に応じた資料提供	外国人市民の図書館利用に對して的確な資料提供を行う。	外国人利用者への聞き取りや、利用状況を確認することで、必要とされている資料の収集を行的確な資料の提供に努める。	外国人への情報提供として10言語の情報紙「みみタロウ」を収集。 多文化資料12冊購入	外国人への情報提供として10言語の情報紙「みみタロウ」を収集。 多文化資料12冊購入	→	利用者の要望の資料を提供することが出来た。	日本語学習をはじめ小説など幅広い分野の収集に努めた。	図書館

**《1年間の成果と課題》**  
同和問題をはじめとして、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人など様々な人権問題のあるなかで、関連する資料の収集、貸出、展示を行い、人権意識の向上に努めました。また、図書館ボランティアに対し、自主的な活動を支援することが出来ました。  
今後も、それぞれの事業での人権啓発に取り組めます。

**《「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題》**  
毎週の新刊情報の提供に合わせて、今年度も学校図書館、ゆめの国の3図書館が連携して子どもたちに本の楽しさを伝える取組を実施します。

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実 3 人権を基本とする行政施策 4-1 同和問題 4-2 女性 4-3 子ども 4-4 高齢者 4-5 障がいのある人 4-6 外国人 4-7 インターネットによる人権侵害 4-8 感染者等患者 4-9 性的指向・性自認（性同一性）等 4-10 さまざまな人権問題	<b>2022（令和4）年度 人権・同和教育・啓発の取り組み</b>		（人権教育課）
	<b>人権・同和教育啓発目標</b>	○第五次輝く未来計画に基づき、人権啓発リーダー講座の内容を必要に応じたテーマ設定にするとともに、講座の開設数を増やし、参加しやすく学びやすい工夫をして実施・運営します。また、地区別懇談会では、部落差別をはじめとするあらゆる差別解消をめざし、地域の主体的な学びを選択できるコース制の導入、ともに学ぶ地区別懇談会運営への実施体制の改善等を行い、人権尊重の住みよいまちに向けて人権・同和教育を共に学ぶ場としていきます。 ○関係各課との連携において、差別解消、人権尊重の目的を明確にし、それぞれが主管とする研修会・講座等を工夫して実施し、より多くの市民が参加しやすく、効果的・計画的に研修できるような人権・同和教育・啓発活動の充実を図ります。 ○「部落差別問題に対する正しい認識の重要性」や「忌避意識を払拭することの大切さ」、「インターネットと差別の関係性」などについて研修や講座の中で啓発していきます。また、「部落差別の解消の推進に関する法律」についてさまざまな機会を捉えて周知します。 ○十里まちづくり事業に対する「ねたみ意識」や昔の部落史観など誤った認識を払拭し、正しい認識を周知できるように地区別懇談会や各団体・各職場等への助言ならびに資料提供をしていきます。 ○新型コロナウイルス感染症に関わる差別事象に対する啓発を行うとともに、お互いを認め合う社会の構築に向けた啓発を行います。	○18歳時点での自己を実現する力を育成することを目標として、関係課と連携しながら十里同和教育担当者会を運営していきます。また、部落解放十里子どもを守り育てる会と連携しながら、保護者や地域のつながりを強めるような働きかけをしていきます。 ○解放の力の育成に向け、学習支援事業等で子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上を図ります。また、子どもたちの進路保障や自己実現に向けた支援体制の充実を図ります。 ○保護者・地域住民とともに教職員・行政職員が本音で語り合えるような場を栗東市中学校区人権教育地域ネット協議会の研修会などで市内の各所に広げ、今ある差別の現実や課題解決に向けて学び合い、つながりながら反差別の風土をつくろうとする意識を高めていきます。

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課
19	同和問題 (1) (2)	栗東市人権教育研究大会	栗東市民および栗東市へ勤務する者の人権意識の高揚を図り、また、各校園所における取り組みについて交流し、効果的な取り組みの拡大を図る。  目標値 ・分科会参加 20団体	○全体会の開催 人権・同和教育を推進する上で、教職員や地域・保護者などにとって有効かつ関心のある話題を選び、講師を招聘し、講演会を開催することにより参加者の意識向上を図る。 ○分科会の開催 学校園・地域・家庭・企業・行政における人権・同和教育、啓発に関わる取り組みなどについて交流し、各所における効果的な取り組みの拡大を図る。	・8月7日に開催予定であった第50回栗東市人権教育研究大会については、計画を進めている段階では、全体会を中止し分科会のみ開催を見込んでいたが、開催予定日が感染拡大時期と重なったため、急遽分科会についても中止とした。 ・分科会での報告内容については、「報告資料集」としてとりまとめ、関係者へ配布した。	・8月6日の開催に向けて運営委員会、拡大会運営委員会を行い、コロナ対策として全体会を配信とし、市内6小・中学校を会場とする分散方式にて実施する予定だったが、新型コロナウイルスの感染者数の急増により集合での開催を中止とした。代替研修として、全体会の講演については収録してDVDを各校園参加関係団体に配布、研修の機会を確保した。また、実践報告については記録集を作成して配布することで書面による研修とした。 ・分科会参加団体 20団体	→	・新型コロナウイルス感染症のため、昨年度、一昨年度に続き、大会を開催することができず、講演録画によるDVD研修、分科会準備資料による書面研修の取り組みとなった。  ・急遽大会を中止することとしたが、講演録画によるDVD研修、準備していた分科会報告について書面研修により、各会員の研究に役立てられた。	・次年度については、大会自体の中止が続いており、まずは、本来の大会の姿を取り戻す必要がある。	人権教育課
20	同和問題 (1) (2)	人権啓発リーダー講座 地区別懇談会講師団研修	地区別懇談会講師・協力員・推進員等の主体的な参加を促す。  目標値 ・参加者数 自治会数×3名 ・住民意識調査(令和7年) 「地区別懇談会や講演会・研修会は、人権・同和教育の正しい理解に役立っている」 50%以上	○令和2年度に実施した住民意識調査の結果からみえた成果と課題をふまえながら、地区別懇談会や各種研修会などの地域で主体的に啓発活動を行えるリーダーを育成する。 ○また、部落差別解消推進法の施行を受けて、インターネットと人権をテーマにした人権研修コースを設定する。	①はじめの一步コース (2回) 58名 ②明日へ一步コース (中止)※感染拡大時期と重なったため ③地区別懇談会研修コース (4回) 56名 ④インターネットと人権コース (2回) 61名 参加人数 計175名 ⑤特別コース(1回)（「じんけんセミナー栗東」と共催、映像配信） 視聴回数 215回	①はじめの一步コース (2回) 66名 ②明日へ一步コース (2回) 104名 ③地区別懇談会研修コース (5回) 84名 ④インターネットと人権コース (2回) 67回 ⑤特別コース(1回)（「じんけんセミナー栗東」と共催） 計 540名	→	・新型コロナウイルス感染状況を鑑み、3講座についてはオンラインを併用して実施し、計画していた12講座すべてが開催できた。 ・特別コースの講座については、感染対策を行いながら、3年ぶりに対面で開催できた。 ・3年ぶりの地区別懇談会の開催に向けて、説明会も参加者を絞っている現状において、少しでも市職員・教員の不安を解消するために、地区別懇談会研修コースを1講座増設した。	・新型コロナウイルス感染症のため、各講座の定員を制限し、参加者が限られる状態となったが、オンラインを併用し、コロナ禍にもかかわらず、多くの方に受講していただいた。 ・地区別懇談会研修コースを1講座増設したが、参加人数が3年前より減少した。この2年間に失われた人権について学ぶ意識を高め、参加しやすい講座の開設、仕組み作りが必要である。	人権教育課
21	同和問題 (2)	啓発資料の作成：「輝く未来」「みんなの同推協」「ひびき」などの発行	人権を学ぶ大切さや人権・同和教育を自分事としてとらえることで人権尊重の意識高揚を図る。  目標値 ・住民意識調査(令和7年) 「『みんなの同推協』を読んでいますか」 60%以上 「広報紙・冊子が役に立っていますか」 みんなの同推協 30%以上 輝く未来(資料編) 30%以上 輝く未来(教材編) 30%以上	○「輝く未来(教材編)」は、人権・同和教育5カ年計画の内容や人権課題・学びについて市民への周知を図り、地区別懇談会や職場内研修における資料としても活用を図る。 ○また、「輝く未来(資料編)」は、全戸配布し「ひびき(人権啓発作品集)」は年間1回の発行、「みんなの同推協」は年間2回発行し、人権・同和教育推進協議会の取り組みを周知する。	○「輝く未来(教材編)」地区別懇談会資料用 4,000部作成 ○「みんなの同推協No.69」9月1日発行・全戸配布 29,450部作成 ○「輝く未来(資料編)」12月1日全戸配布 29,500部作成 ○「みんなの同推協No.70」3月1日発行・全戸配布 29,550部作成 ○「ひびき(人権啓発作品集38)」3月中旬500部作成	○「輝く未来(教材編)」地区別懇談会資料用 4,000部作成 ○「みんなの同推協No.71」9月1日発行・全戸配布 29,450部作成 ○「輝く未来(資料編)」【十里まちづくり学習の推進】12月1日全戸配布 29,400部作成 ○「みんなの同推協No.72」3月1日発行予定・全戸配布 29,550部作成 ○「ひびき(人権啓発作品集39)」3月中旬500部作成予定	→	・「輝く未来(教材編)」は、地区別懇談会に配布するとともに推奨テーマとして活用されることが多かった。また「輝く未来(資料編)」については、「十里まちづくり学習」について改めて市民啓発として配布し、大人の学びの必要性を啓発した。 ・「みんなの同推協」「ひびき」については計画通りに発行することができた。	・今年度様々な研修の場において「輝く未来」を使用したものが、今後も市民への啓発を目的として、多様化する人権課題を取りあげ、わかりやすい資料を作成することが必要である。	人権教育課
22	同和問題 (2)	人権啓発作品募集	家庭・学校・地域・職場などあらゆる場で差別を許さず、人権尊重の風土を作る  目標値 ・応募作品数 200点(一般の部)	○市民対象に児童・生徒・一般の部で、詩・作文・ポスター・標語・マンガの5部門で募集する。 ○詩・作文・ポスター・標語・マンガの5部門であるが、さらに裾野を広げるために新たな部門ができないか検討する。	○一般の部：131点 小・中学校においては、これまで通り人権学習の一つとして全学級で取り組んでいる。 また、栗東市内の県立学校からも作品応募があった。	○一般の部：152点 児童・生徒の部：234点	→	・解放文化祭やコミュニティセンターでの研修等で多くの作品をいただき、日常の中で少し立ち止まって人権について考える機会を提供することができた。  ・市内すべての小・中学校で人権週間・学習の一つとして作品を作成し、提出いただいた。 ・高校生からの応募が定着し、地域の取り組みとして一般の方からの応募もあり、人権啓発作品募集の取組の広がりが伺える。	・より多くの地域、団体において取り組みやすいよう周知・啓発することで人権について考える機会を増やし、人権意識の向上を図っていく。	人権教育課

番号	分類	事業名	目標（値）	取組内容	前年度実績（2021年度）	実績（2022年度）	評価	成果	課題	主管課	
23	同和問題（2）	人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会	市内全自治会で地区別懇談会を開催することにより、部落差別的撤廃と地域における人権意識の高揚を図る。 目標値 ・全自治会での実施 ・住民意識調査(令和7年) 「地区別懇談会に積極的に参加したい」25%以上	○地域において主体的に取り組みを進め、人権・同和教育および啓発活動推進の意識を高め、人権尊重のまちづくりにむけて効果的な地区別懇談会を実施する。	・コロナ禍の状況により開催時期を検討していたが、年度途中の感染拡大状況から地区別懇談会を中止とした。 ・代替事業については、各自治会推進員へ学区別資料配布日を設定し、内啓説明および実施依頼を行った。また111自治会より実施報告があったが、成果については良い面、悪い面ともに見られた。	・地区別懇談会説明会（全10回実施） 推進員参加数104名 参加率83.9% 協力員またはコーディネーター参加数125名 ・地区別懇談会 74自治会実施（書面開催含む：12月末現在）	→	・主体的な地区別懇談会の運営に向けてコーディネーター、協力員、社会同和教育推進員で「地区懇チーム」を編成し、実施に向けて取り組むことができた。感染状況から集合での開催が困難な状況でも、担当課より参考資料を添付し、書面による開催を行っている。	・社会同和教育推進員からのアンケートからは、「地区懇チーム」で相談しながらの実施に向けた取組が一定の安心感を持っていたと評価できる。また、内容についてもそれぞれの自治会の思いや課題解決に向けた懇談会へと少しずつ改善されている。	・参加者の人数にこだわらずに少しでも開催に向けた取組を進めたが、次年度はさらに多くの方を対象に人権の学びを深めていただけるような取組が必要となる。また、人権啓発リーダー講座等の内容を工夫し、様々な立場で積極的な参加を求めていきたい。	人権教育課
24	同和問題（2）	人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい	市民のつどいを通じて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。 目標値 ・参加人数 300人	○全ての市民が、私たち一人ひとりが自分に関わる問題であることを認識し、心の通い合った住みよいまちづくりを実現することを目的とする。	・2月19日(土)の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため開催を中止した。 ・人権啓発作品展についてはさきらにて啓発展示を行った。	・2月18日(土)開催予定 講師 露の新治氏 「お笑い元気高座～人権で、心も体も、笑顔で元気！～」 ・人権啓発作品展 2月18日(土)～3月5日(日)	→	・部落差別問題について露の新治氏による笑いを交えた講演会を実施し、広く市民の方々の人権意識の高揚を図る。 ・人権啓発作品展の展示については市民のつどい中止の場合には市役所及びひだまりの家での展示を計画している。	・開催に向け準備中。	・日常生活の中で啓発作品制作について広く呼びかけ、人権意識の高揚へと結び付ける工夫が必要である。	人権教育課
25	同和問題（1）（2）	地域教育推進事業	各種の研修を通じて、委員会の参加者の人権意識の高揚を図る。 じんけん広場ふれあい文化祭では、さまざまな取り組みを通じて、同和問題の解決と人権意識の高揚を図る。 目標値 ・ふれあい文化祭参加者数 1,000人 ・住民意識調査(令和7年) 「差別を共になくそうとする態度を身につけたい」 80%以上	○地域住民の親睦を図り、交流を深める事業(じんけん広場ふれあい文化祭)と差別事象の根絶を目指した研修(地区別懇談会・学区人権同和部会合同研修)を推進する。	・ふれあい文化祭は、コロナ禍のため規模縮小となり「じんけん広場ふれあい講座」と展示による開催とし、講座には85名の参加があった。 ・治田西学区広報紙にて、「じんけんクロスワードパズル」を掲載し啓発を推進した。 ・1月29日(土)に小柿地域教育推進事業運営委員を対象に研修会を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大のため開催を中止した。	・ふれあい文化祭 11月12日(土)開催 参加者 300名 (講演会) 講師 佐子 完十郎氏 参加者 80名) ・合同研修会 1月28日(土)実施予定 講師：松浦広明氏 「人権課題の解消に向けて～できることから～」	→	・運営委員会で協議を重ね、感染対策を実施しながら可能な事業として、啓発発表、展示、講演、交流事業等を行った。	・ふれあい文化祭では飲食を伴う模擬店を行わないことで、参加状況が不安視されたが、交流事業等に多くの方が参加していただき、盛況のうちに終えることができた。啓発発表、展示では、学区内の園児・児童・地域・関係団体等の作品展示や啓発発表により、人権意識の高揚が図れた。	・目標達成のため、地域の思いを大切にしながら、運営委員会に参画していただいている様々な人のアイデアを取り入れて、より良い方向へと改善を図っていくことが大切である。	(人権教育課)
26	同和問題（1）（2）	中学校区人権教育地域ネット協議会事業および学区運営委員会	人権が尊重された学校・園、地域の実現を目指し、学校・園、家庭、地域社会が連携し、人権教育を推進する。 目標値 ・3中学校区における合同研修会・交流会 各1回 ・小学校区における連携事業 各3回	○全体協議会の開催 学校・園・家庭・地域・行政の連携を図る上での地域課題や人権教育推進のあり方の協議、小学校区ごとの取り組みの交流など、中学校区における連携を図る。 ○合同研修会の実施 部落問題学習の交流や、保護者・地域住民とともに学ぶ場を設定し、人権意識の高揚を図る。 ○学区別運営委員会の実施 小学校区における課題を踏まえ、研修会の開催や各所属の情報交換など人権教育推進の連携を図る。	○中学校区合同研修会 開催：3回（内2回は映像配信） 参加人数 中学生150名 一般85名 視聴回数 期間配信 151回 ライブ配信 140回 ○小学校区別運営委員会事業 ※9小学校区中 研修会を実施：6小学校区 研修会資料にて書面開催：1小学校区 啓発物品等を作成・配布：1小学校区	・全体協議会 計4回開催予定 ・中学校区合同研修会 栗東中学校区 講演会および動画ライブ配信：10月21日 ※動画配信：10月26日～11月6日 講師：園田雅春さん (参加者・視聴者：172名) 葉山中学校区 講演会：11月11日 講師：藤尾まよきさん (参加者：98名) 栗東西中学校区 講演会：11月28日 講師：杉本大士さん (参加者 昼・中学生：297名、夜・地域・保護者等：151名) ・小学校区別運営委員会事業 10月～12月 小学校区ごとに工夫して研修会を実施	↗	・それぞれの学区において感染対策を実施しながら開催を進めることができた。学校・園、家庭、地域社会が連携して、人権教育・啓発に取り組むことができている。	・栗東西中学校区合同研修会では、地域・保護者・教職員の研修だけでなく、中学生に向けても部落差別解消に向けた杉本大士さんから講演いただき、講師の熱い思いを受けて深く考える機会とすることができた。 ・小学校区学区運営委員会事業は、各小学校区ごとに取組を工夫し、地域振興協議会や生涯学習課とも連携しながら啓発方法等を検討し、取組を進めることができた。	・それぞれの研修会において、地域、保護者、教職員の連携のもとで啓発に取り組むことが必要であるが、保護者の参加がまだまだ少ない状況がみられる。研修内容等を工夫し、ともに人権尊重に向けてのつながりを作っていく。	(学校教育課・教育児課保育課)
38	同和問題（3）	準隣保館会議	それぞれの立場から同和地区の幼児児童生徒保護者に必要な支援をする。教育・就労に関わる地域課題を明らかにし、必要な支援・方策を実施する。 目標値 ・準隣保館会議 12回/年開催	○関係校園・課で、地域の教育課題・対象児童の支援・実態の把握と課題解決に向けて取り組む。 ○また、関係機関連携の下、地域における課題を分析し、解決につなげる。	・10回開催。 ※2回中止、1回規模縮小	・年間12回開催予定 9回開催（12月末時点）	→	・関係校園・課で授業・保育参観を行い、子どもたちの実態の把握を行うことができた。	関係校園・課で情報共有し、構築した人的ネットワークを、地域教育推進事業に生かし、地域啓発に結びつけることができた。	把握した地域の実態に即した適切な方法での部落差別解消に向けた手立てを、より具体的に実施していくことが必要である。	(人権教育課)
39	同和問題（3）	同和教育担当者会議	地域の子どもが自己実現を図るために、子どもと保護者の解放の力と進路意識を高める。 目標値 ・同和教育担当者会議 21回/年開催	○教育実態調査に基づき、関係校園・課で地域の就学前幼児・児童・生徒にかかわる支援や教育課題・実態の把握と課題解決に向けた取り組みを話し合う。	・年間21回開催。 (3回縮小開催・校園およびひだまりの家担当者)	・年間19回開催予定 14回開催（12月末時点）	→	・関係校園・課で地域の就学前幼児・児童・生徒およびその保護者にかかわって、課題解決に向けた自主活動学級や地域との連携等、具体的な支援を話し合うことができた。	・部落差別がある中で生きる子どもたちの解放の力の育成について、共通理解し、地域の運動の願いや先輩の思いを継承しつつ、自己を実現する取組を各校園ひだまりの家で連携して進めることができた。	・同和教育担当者会議で共通理解した取組を、関係校園それぞれに担当者以外へと広げ、すべての関係者が差別をなくす立ち位置で子どもたちと関わる必要がある。	人権教育課

《1年間の成果と課題》  
人権啓発リーダー講座、地区別懇談会ともにコロナ禍の3年間において、準備、工夫、改善してきたことを生かして事業実施することができました。特に人権の学びについて、オンラインでも可能なこともあるが、対面で同じ時間と空間を共有することが大切だという市民の声を多くいただきました。また輝く未来（資料編）において十里まちづくり事業について改めて取り上げ、啓発の機会を持ったこともあり、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、人とつながり、大人が学び続けることが必要であるという意識が少しずつ広まりつつあります。

《「十里地域課題解決のための目標」に対する取り組みの成果と課題》  
教育実態調査の結果をもとに、保幼小中ひだまりの家関係各課の担当者が同和教育担当者会議において、部落差別があるなかでの実態的課題の解消に向けて、情報を共有し、具体的な個別の支援を継続することができました。しかし、まだまだ課題の解決に至らないところもあり、担当者会議において取組の方向性をリードするとともに、支援にかかわるすべての学校園行政関係教職員の意識の向上とネットワークの強化、支援についてのスキルアップを図る必要があります。